# 地域福祉活動計画



平成29年3月

曾 於 市 曾於市社会福祉協議会

# - 第2期地域福祉計画策定にあたって -

近年の少子高齢化や核家族化の進行は、地域の過疎化に大きな影響を受けております。 また、生活様式の多様化により、身近な地域における住民同士のつながりが、希薄化し、 相互扶助の意識が失われつつあります。

このような状況に対応するため、本市では、合併後平成 19 年度からの第 1 期曽於市地域福祉計画を「健やかで共に支え合う福祉のまちづくり」を基本理念に策定し、平成 25 年度に見直しを行い、一定の成果を挙げることができました。一方、家庭内暴力や虐待、引きこもり、孤立死などの社会的問題も発生しております。

このような、背景から年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、 安心して生き生きと暮らすことのできる社会実現を目指し、従来の福祉サービスの充実に 加え、地域住民が中心となり、事業者や社会福祉団体などの関係機関と行政が連携を図り、 協働して地域における支え合いの仕組みを構築していくことが重要であると考えておりま す。

今回第 2 期地域福祉計画は、第 1 期計画の基本理念である「健やかで共に支え合う福祉のまちづくり」を引き継ぎ、地域支え合いによる「暮らし・地域の豊かさ」のコミュニティづくりを目指していきます。

また、地域の実情を的確に把握し、解決していくために、社会福祉協議会で策定した「地域福祉活動計画」との共著とし、各校区社会福祉協議会の皆様に地域での取組や課題などを、あげていただき、解決策を模索していただいております。

結びになりますが、本計画を策定するにあたり、御尽力をいただきました「曽於市福祉 計画等策定委員」の皆様をはじめ、アンケートに御協力いただいた、市民の皆様、関係団 体の皆様に心より感謝申し上げます。



平成29年3月 曾於市市長 五位塚 剛

# - 地域を舞台に 住民が主役の 福祉のまちづくり -

~ 私たちの手で 地域にあった つながりづくり ~

鹿児島県が本年2月1日発表した年齢別推計人口調査結果によりますと、65歳以上の老年人口割合を示す高齢化率は、30・1%となり調査開始以来、初めて30%を超え、生産人口は減少し高齢化社会がさらに進んでいることが明らかになりました。

本市の高齢化率はすでに 38%を超え、子どもの数を含め人口も急速に減少している状況です。一方で、高齢になっても、住み慣れた我が家で暮らしたいと望む人も増えてきています。また、障がいや疾患を持つ人や生活に困窮する人など様々な課題をかかえながらも、安心して地域社会の中で暮らすことができる環境整備や地域生活支援の在り方が問われるようになり、地域での暮らしを支える福祉の充実は近々の課題となっています。

これまでは、高齢者のことは高齢になってから、障がい者のことは、障がい者で考えて もらい、その対応は公的支援に頼るという傾向が強かったのではないでしょうか。

しかし、今日では、福祉の課題を人任せにせず、地域住民である皆様が主体的に地域の 課題を知り、その解決に向けて積極的に取り組むことが求められているのです。

近年の福祉の支援の在り方は「自助」「互助・共助」「公助」に分けて考えることが主流 となっておりますが、これらが地域社会で「協働」することが福祉のまちづくりに繋がっ ていくと考えています。

このような状況を踏まえ、地域の福祉ニーズに「丸ごと」対応するため、今回初めて曽 於市と協働し策定作業を行い、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とした「第2期 曽於市地域福祉計画」「曽於市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本会の使命である「安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進するため、 行政、専門機関、企業、広く多彩な人たちと協働しながら、すべての住民を包含した、そ の地域に合った支え合いのしくみを構築してまいりたいと考えておりますので、引き続き ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また,この計画は,住民の皆様の声が反映された皆様による皆様のための福祉活動計画 となります。住民の皆様が地域福祉に関心を寄せていただき,その実現にむけて,積極的 に参加されることを期待いたします。

最後に、この計画策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました曽於市福祉計画等 策定委員の皆様をはじめ、民生委員・児童委員の皆様、校区社協関係の皆様及び関係団体 の皆様並びに住民の皆様のご協力に心からお礼を申し上げます。



平成29年3月 社会福祉法人 曾於市社会福祉協議会

会長 市吉 幸二

# 目 次

第1	章 地域福	祉計画の基本的な考え方	
1		会のすがた	
2		祉」の考え方	
3		本理念	
4		の目的	
5		「との整合性と連携	
6	計画期間		5
第2	章 曽於市		
1		世帯数	
2		状況	
3		状況	
4		現状	
5		の状況	
6		の状況1	
7	ボランラ	イア活動の状況1	6
第3章	章 地域福	祉計画の取り組み	
推	進目標 1	福祉サービスを充実させよう1	7
推	進目標 2	福祉の情報を入手・交換・提供しよう2	0
推	進目標3	福祉の心を育てよう	
推	進目標4	地域の交流の場をつくろう2	5
推	進目標 5	ボランティア活動を推進しよう2	8
推	進目標 6	地域の担い手を育てよう3	1
推	進目標7	地域を見守り・支え合おう3	3
第4	章 地域福	i 祉活動計画について	
1	地域福祉	活動計画とは3	6
2	社会福祉	協議会の役割3	6
3	地域福祉	活動を充実するために3	7
4	これから	の地域福祉活動への取り組み3	9
5	協働によ	る地域福祉への取り組み 4	1
6	校区別博	城福祉活動計画 4	4

第	5章	計画の推進
	1	計画の推進 7 2
	2	計画推進の体系 7 3
	3	主な策定経緯 7 4
第	6章	資料編
	1	曽於市福祉計画等策定委員会委員名簿 7 5
	2	曽於市福祉計画等策定委員会設置要綱76
	3	アンケート調査結果 (概要) 78
	4	用語集

# 第1章 地域福祉計画の基本的な考え方

# 1 目指す社会のすがた

本市では、これまで「誰もが、地域で共に生活を送ることができる福祉社会を目指す」というノーマライゼーションの考え方に基づき、地域における福祉の展開に取り組んできました。近年、急速に進んでいる高齢化における高齢者の方々の生活、子どもの虐待や教育環境、障害を持った方々の支援など、様々な分野で地域福祉に関する課題が大きくなっています。

今後もこの取り組みを更に進め、「地域住民をはじめ地域で福祉にかかわる人々が、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざし、支え合い、助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会をつくりあげること」を目指す社会の姿としています。



# 2 「地域福祉」の考え方

「地域福祉」を推進する担い手は「地域住民」,「社会福祉を目的とする事業を経営する者」,「社会福祉に関する活動を行なう者」です。

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが地域において地域社会を構成する一員として個人の尊厳を持ち、周囲と平等・対等に、いきいきと自立した生活が送れなければなりません。

地域住民やボランティア、NPO法人や民間事業者等が相互に協力し合い、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせ、単に社会的弱者へのサービスとしてではなく、地域での多様な生活課題に自発的・積極的に取り組み、「共に生き、支え合う」地域づくりを目指します。

地域住民等は、地域福祉計画の策定について意見を述べるだけの存在ではなく、計画策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要であるとされています。

地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法 に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策です。したがって地域福祉計画は、行政計画で ありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、「自己決定」、「自己実現の尊重」、 「自立支援等住民等による地域福祉推進のための参加や協力」に立脚して策定することになります。

# 地方自治法第1条の2第1項

地方公共団体は,住民の福祉の増進を 図ることを基本として,地域における 行政を自主的かつ総合的に実施する 役割を広く担うものとする。

# 社会福祉

全国一律に進める基本的な福祉 高齢者・障害者・子ども等の個別計画 で推進

### 福祉

高齢者・障害者はもとより,年代(ライフステージ)に応じ,誰もが安全・安心で心豊かに暮らせること(地域運営の基本)



# 地域福祉

地域の持つ福祉資源(施設や人材等)を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくり

(自助・共助・公助)

# 市の役割

曽於市全体での地域福祉推進の方向 性を定める

市・社協・住民等の役割の設定

# 社会福祉協議会の役割

住民や福祉関係者などの参加,協力を 得て組織され,公私の協働により曽於 市の地域福祉を推進

#### 地域福祉計画

高齢者・障害者・子ども・市民の健康 を課題に対して、市が行う取組の方向 性や基本的な考えを示し、個別分野の 計画と整合性を図りながら、地域福祉 の基本的役割を担う計画

### 地域福祉活動計画

社会福祉協議会を構成する住民・民間 団体・事業所等が地域福祉を進めるた め、社会福祉協議会が策定する活動・ 行動計画

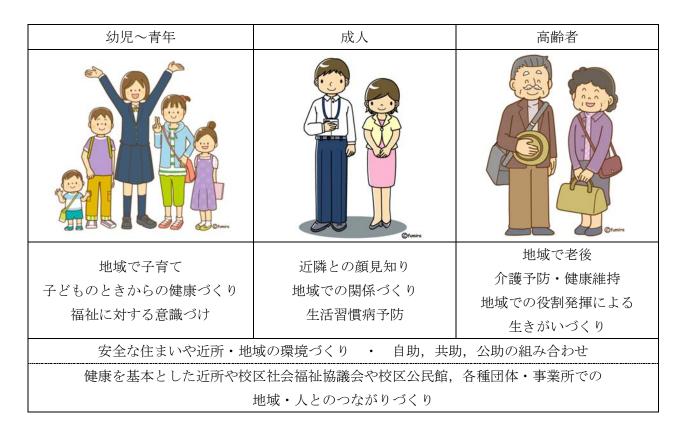
# 市・社会福祉協議会による一体的な策定

# 3 計画の基本理念

「地域福祉」の考え方に基づき、本計画の基本理念は行政と市民が協働して「地域福祉」に取り組み、 地域でも市民同士が助け合い、支え合うことにより誰もが暮らしやすい、共に助け合うまちづくりを目 指し、「健やかで共に支え合う福祉のまちづくり」を基本理念とします。

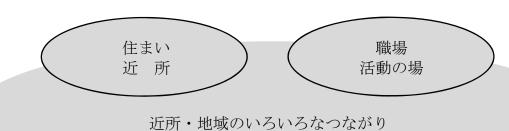
●暮らしの基本としての、生涯にわたる心と体の健康づくり

子どもの時からの福祉に対する意識づけをはじめ、地域住民での支え合い活動を推進すること で暮らしそのものを豊かにし、健康寿命を延ばしていきます。



●地域支え合いによる「暮らし・地域の豊かさ」のコミュニティづくり

アンケート調査からは「地域とのつながり」、「地域でのお互い様(お互いの支え合い)」があることが、暮らしと地域の豊かさとして望まれていることがうかがえます。その理解・意識づくりを地域福祉の基本として位置づけます。



(暮らし・地域の豊かさ)

# 4 計画策定の目的

曽於市地域福祉計画は、少子高齢化社会に備えて福祉サービスをはじめとする関連施策を総合的に提供するために、平成28年3月に策定された第2次曽於市総合振興計画に掲げてある「豊かな自然の中でみんなが創る 笑顔輝く元気なまち」を地域福祉の観点から具体化することを目的とし、次の7項目を計画の推進目標として掲げます。

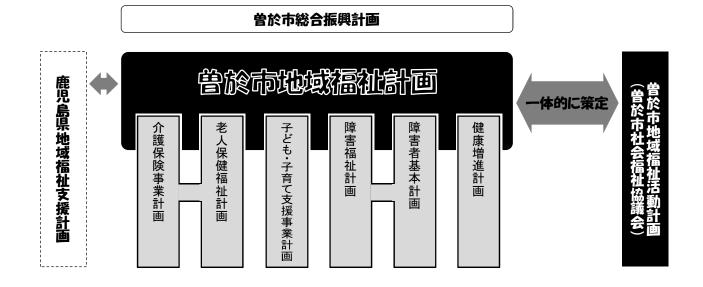
- ①福祉サービスを充実させよう
- ②福祉の情報を入手・交換・提供しよう
- ③福祉の心を育てよう
- ④地域の交流の場をつくろう
- ⑤ボランティア活動を推進しよう
- ⑥地域の担い手を育てよう
- ⑦地域を見守り・支え合おう

# 5 関連計画との整合性と連携

地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童等に係る計画との整合性及び連携を図り、これらの既存計画 を内包する計画として、本市における総合的な福祉計画になります。

曽於市社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図る中核として位置づけられている社会福祉法人であり、住民やボランティアによる自主的な地域活動を進めるための「曽於市地域福祉活動計画」を策定していましたが、本年度より本計画冊子に統合する事となりました。

本計画の推進においては、曽於市の地域福祉の「理念・仕組み」をつくる本計画と、その理念を共有し「具体的な取り組み」を行なう曽於市地域福祉活動計画とが、車の両輪のように連携を図ります。



# 6 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年度を初年度とする平成 33 年度までの 5 年間の計画とします。 (前期計画期間:平成 29 年度から平成 33 年度)

毎年度において、進行状況を整理・評価し、法改正や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直 しを検討します。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第1期計	画期間		 			 	 			 	
後期計画	<b>Ĭ期間</b> (平	成 25 年度	~平成 2	8 年度)		 	 			 	
				,	第2期計	画地問	 			 	
											<b></b>
				見直し	前期計画	画期間(3	平成 29 年	度~平成	33 年度)		
						                 	                 		見直し	後期計画	期間



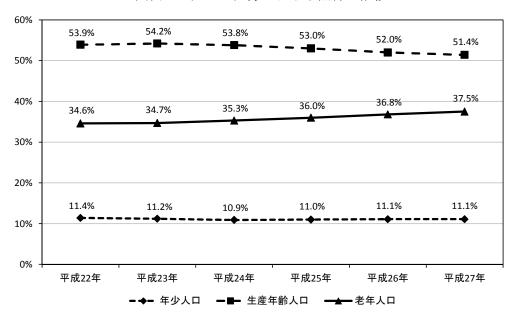
# 第2章 曽於市の現状

# 1 人口及び世帯数

# (1) 現況及び推移

本市の人口は, 鹿児島県推計人口によると平成 27 年時点で 36,548 人であり, 平成 22 年と比較して 2,673 人減少しています。

一方世帯数は、平成 27 年は 16,134 世帯であり、平成 22 年と比較すると 725 世帯減少しています。 1 世帯あたりの人員は平成 27 年が 2.27 人であり、平成 22 年と比較すると変化は見られていません。



図表1 人口3区分における割合の推移

図表 2 人口及び世帯数の推移

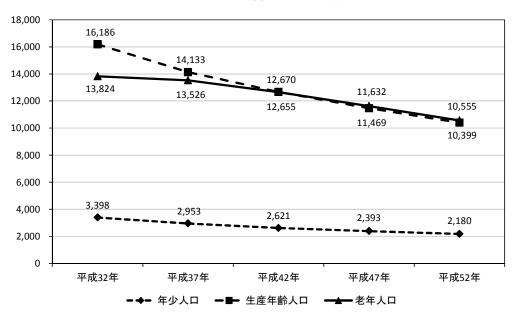
(単位:人・世帯)

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
総	口人给	39, 221	38, 689	38, 076	37, 744	37, 181	36, 548
	年少人口	4, 468	4, 317	4, 158	4, 163	4, 143	4, 063
	(0歳~14歳)	(11.4%)	(11.2%)	(10.9%)	(11.0%)	(11.1%)	(11.1%)
	生産年齢人口	21, 145	20, 957	20, 477	20, 007	19, 339	18, 779
	(15 歳~64 歳)	(53.9%)	(54. 2%)	(53.8%)	(53.0%)	(52.0%)	(51.4%)
	老年人口	13, 587	13, 415	13, 441	13, 574	13, 699	13, 706
	(65 歳以上)	(34.6%)	(34. 7%)	(35. 3%)	(36.0%)	(36.8%)	(37.5%)
#	<b>上</b> 带数	16, 859	16, 959	16, 934	16, 951	16, 892	16, 134
1	世帯あたりの人員	2. 33	2. 28	2. 25	2. 23	2. 20	2. 27

[資料]国勢調查, 鹿児島県推計人口

※国勢調査データについては、年齢不詳はデータから除いて算出しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口」の推計結果では、本市の人口は今後も減少を続け、平成 40 年には 23,134 人となることが予想されています。 全区分において人口の減少が想定される中、特に年少人口及び生産年齢人口の大幅な減少が見込まれています。



図表3 人口3区分における推計人口

図表4 人口の推計

(単位:人)

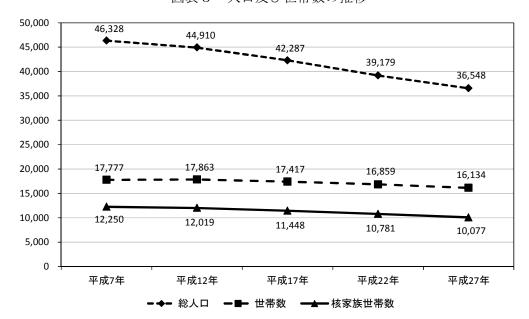
		平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
糸	<b></b>	33, 408	30, 612	27, 946	25, 494	23, 134
	年少人口 (0 歳~14 歳)	3, 398	2, 953	2, 621	2, 393	2, 180
	生産年齢人口 (15 歳~64 歳)	16, 186	14, 133	12, 670	11, 469	10, 399
	老年人口 (65 歳以上)	13, 824	13, 526	12, 655	11,632	10, 555

[資料] 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

# (2) 世帯構造の変化

国勢調査データから本市における世帯数の推移をみると、平成7年が17,777世帯であったのに対し平成27年が16,134世帯と1,643世帯減少しています。

核家族世帯は、平成7年が12,250世帯であったのに対し、平成27年が10,077世帯と2,173世帯減少しています。平成27年調査における核家族の内訳は、「夫婦のみ」が47.2%、「夫婦と子ども」が37.6%、「女親と子ども」が12.8%、「男親と子ども」が2.4%となっています。



図表3 人口及び世帯数の推移

(単位:人・世帯)

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	46, 328	44, 910	42, 287	39, 179	36, 548
世帯数	17, 777	17, 863	17, 417	16, 859	16, 134
核家族世帯数	12, 250	12, 019	11, 448	10, 781	10, 077

[資料]国勢調査

図表4 核家族(内訳)の推移

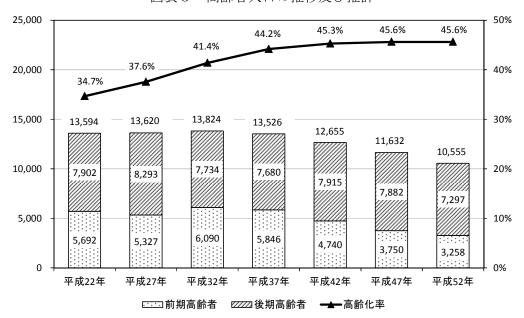
	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
夫婦のみ	46. 1%	46.8%	46. 3%	46. 7%	47. 2%
夫婦と子ども	44. 9%	42.4%	41.0%	39. 2%	37. 6%
男親と子ども	1.5%	1.8%	2. 1%	2.2%	2.4%
女親と子ども	7. 5%	9.0%	10.6%	11.9%	12.8%

[資料]国勢調査

# 2 高齢者の状況

# (1) 高齢者人口の推移及び推計

国立社会保障・人口問題研究所が推計した,本市における 65 歳以上の高齢者人口は,2015 年で13,620 人,高齢化率 37.6%となっています。2040 年には,10,555 人と3,065 人減少し,高齢化率は45.6%となることが見込まれます。



図表5 高齢者人口の推移及び推計

[資料] 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

# (2) ひとり暮らし高齢者

平成 27 年の国勢調査によると、市内のひとり暮らしの高齢者数は 4,581 人です。年代別では 85 歳以上が最も多くなっています。また、男女別をみると、前期高齢者、後期高齢者ともに女性の割合が高くなっています。

図表6 ひとり暮らし高齢者世帯数と高齢者に占めるひとり暮らしの割合

(単位:世帯)

		前期高齢者			後期高齢者				
		65~69 歳	70~74歳	75~79歳	80~84 歳	85 歳以上	合計		
凊	5齢者単身世帯	732	589	870	1, 069	1, 321	4, 581		
	男性	299	156	193	187	201	1,036		
	女性	433	433	677	882	1, 120	3, 545		
桿	<b></b> 構成比	24.6%	26.0%	30.9%	44.0%	63.3%	ı		
	男性	20. 1%	16. 1%	15. 9%	19. 2%	29.6%	19.5%		
	女性	29. 1%	33.3%	42.2%	60.5%	79.5%	75.5%		

[資料]国勢調査 ※表内数値では「不詳」を除いて算出しています。

# 3 障害者の状況

# (1) 身体障害者の状況

現在,本市において身体障害者手帳を所持している方は 2,714 人です。 障害別では,肢体不自由が 1,544 人と最も多く,全体の 56.9%を占めています。

図表7 身体障害者人口(内訳)

(単位:人)

年齢別	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
人数	142	235	18	1, 544	775	2, 714
構成比	5. 2%	8. 7%	0. 7%	56. 9%	28.6%	100.0%

[資料]福祉課(平成28年11月30日現在)

# (2) 知的障害者の状況

現在,本市における療育手帳の交付状況は465人です。

年代別構成比は、50 歳 $\sim$ 64 歳が 24.7%で最も高く、次いで 35 歳 $\sim$ 49 歳が 17.8%、26 歳 $\sim$ 34 歳 が 17.4%となっています。

図表8 知的障害者人口(年代別)

(単位:人)

年齢別	18 歳	18 歳	26 歳	35 歳	50 歳	65 歳	合計
十一四月万月	未満	~25 歳	~34歳	~49 歳	~64 歳	以上	
人口	51	66	81	83	115	69	465
構成比	11.0%	14. 2%	17.4%	17.8%	24. 7%	14.8%	100.0%

[資料] 鹿児島県知的障害者更生相談所(平成28年3月31日現在)



# (3)精神障害者の状況

現在,本市における精神障害者(通院患者公費負担者数)は,375人です。精神疾患の種類別では,「統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害」が153人で最も多く,次いで「気分[感情]障害」が98人,「てんかん」が59人となっています。

図表 9 精神疾患の分類

(単位:人)

精神疾患の分類	人 数
統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害	153
気分[感情]障害	98
てんかん	59
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	27
症状を含む器質性精神障害	11
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	6
小児[児童]期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	4
心理的発達の障害	3
その他の精神疾患	14
合 計	375

[資料]曽於市障害者基本計画



# 4 少子化の現状

生まれてくる子どもの数については、本市の平成 20 年度から平成 24 年度の合計特殊出生率が「1.61」と、平成 15 年~平成 19 年の「1.54」よりも僅かに増加しているものの、昭和 63 年~平成 4 年と比較すると、減少傾向にあることが分かります。

また本市の合計特殊出生率の将来設定値は、平成 32 年を「1.53」として平成 42 年以降は「1.50」で 推移すると想定しています。

図表 10 合計特殊出生率 (昭和 63 年~平成 24 年)

	昭和 63 年	平成5年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年
	$\sim$	$\sim$	$\sim$	$\sim$	~
	平成4年	平成9年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年
曽於市	1. 95	1. 91	1.77	1. 54	1. 61

[資料] 人口動態特殊報告

図表 11 合計特殊出生率の将来設定値(平成 27 年~平成 72 年)

	2015 年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
	平成 27 年	平成 32 年	平成 42 年	平成 52 年	平成 62 年	平成 72 年
曽於市	1. 56	1.53	1. 50	1.50	1. 50	1. 50

[資料] 曽於市総合振興計画 及び 曽於市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン総合戦略



# 5 市内施設の状況

本市の保健福祉関係施設の設置状況は、以下のとおりです。

# (1) 老人福祉・保健施設

本市には老人福祉施設関係において、特別養護老人ホームが 10 か所、養護老人ホームが 1 か所、 デイサービスセンターが 18 か所、グループホームが 13 か所あります。保健関係では、介護老人保 健施設が 2 か所、通所リハビリテーションが 6 か所あります。

図表 12 老人福祉・保健施設の状況

(単位:か所・人)

		末吉地域	大隅地域	財部地域	施設数合計	定員数合計
	特別養護老人ホーム	5	2	3	10	469
	養護老人ホーム	1	-	_	1	_
	老人デイサービスセンター	10	3	5	18	_
種	地域福祉相談センター	1	1	1	3	_
性	グループホーム	4	5	4	13	171
	介護老人保健施設	1	1	0	2	169
別	介護療養型医療施設	0	0	2	2	75
77'1	通所リハビリテーション	2	2	2	6	_
	包括支援センター	1	0	0	1	_
	保健センター	1	1	1	3	-
	居宅介護支援事業所	9	6	2	17	-

[資料]介護福祉課(平成28年9月現在)

※健康増進施設「そお生きいき健康センター」が平成25年4月に開館しました。

#### (2) 障害児福祉施設・児童福祉施設

本市には,障害児福祉施設として知的障害児施設が1か所(末吉学園),児童通所支援施設が2か所(ひまわりクラブ・曽らりす)あります。

また、児童福祉施設として児童養護施設が1か所、保育所・認定こども園が13か所あります。

図表 13 障害児福祉施設・児童福祉施設の状況

(単位:か所・人)

		末吉地域	大隅地域	財部地域	施設数合計	定員数合計
	障害児入所施設	1	0	0	1	
種	児童通所支援施設	1	1	0	2	30
別	児童養護施設	1	0	0	1	50
	保育所・認定こども園	5	7	2	14	1, 025

[資料] 曽於市障害者基本計画

# (3) 障害者支援施設

本市における障害者支援施設の状況は以下のとおりとなっています。

図表 14 障害者支援施設の状況

(単位:か所・人)

		末吉地域	大隅地域	財部地域	施設数合計	定員数合計
	居宅介護 (ホームヘルプ)	2	2	2	6	-
	重度訪問介護	2	2	2	6	_
	行動援護	1	0	0	1	_
	同行援護	0	0	0	0	_
	療養介護	0	0	0	0	_
	生活介護	4	1	0	5	176
	短期入所	5	0	0	5	併設 17
	应州八川	υ	U	U	Ð.	+空床型
種	施設入所支援	3	0	0	3	145
別	自立訓練(機能訓練)	1	0	0	1	10
נינג	自立訓練 (生活訓練)	1	0	0	1	10
	就労移行支援	2	1	0	3	18
	就労継続支援A型	0	0	0	0	0
	就労継続支援B型	3	2	0	5	98
	共同生活援助	4	0	0	1	47
	(グループホーム)	4	U	U	4	47
	計画相談支援	4	1	1	6	_
	地域相談支援	4	1	0	5	_
	(地域移行・地域定着)					

[資料] 曽於市障害者基本計画(平成 27 年 12 月現在)

# 6 地域活動の状況

# (1) 長寿クラブの状況

平成28年3月31日現在,本市内の長寿クラブ数は52団体,加入者数は2,145人となっています。 平成22年以降,クラブ数,加入者数ともに減少傾向にあります。

図表 15 長寿クラブの状況

(単位:団体・人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
クラブ数	71	70	65	59	54	52
加入者数	3, 391	3, 163	2, 934	2,656	2, 335	2, 145

[資料]福祉課(平成28年3月現在)

# (2) 社会福祉協議会の状況

地域で暮らす住民や福祉、保健、医療、教育の関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する様々な専門家、団体機関によって構成される、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、曽於市社会福祉協議会は、本所を財部に置き、それぞれ3支所(末吉・大隅・財部)を中心に地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

制度の狭間にある福祉課題や社会的支援を必要とする人々への対応、地域の福祉ニーズの解決に向けて、小地域での見守りによる支え合いネットワーク事業・ふれあい・いきいきサロン活動の推進・ボランティアの育成等、市行政とのパートナーシップにより、地域住民や地域のあらゆる団体とが協働した、「福祉コミュニティづくり」と「地域に根ざした支援体制づくり」を進めています。

# (3) 民生委員児童委員の状況

平成 28 年 12 月現在,本市内では 114 人の民生委員児童委員(うち主任児童委員7人)が活動しています。内訳は、末吉地区が45人(うち主任児童委員3人)、大隅地区が41人(うち主任児童委員2人)、財部地区が28人(うち主任児童委員2人)です。

民生委員児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする方の生活に 関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供、社会福祉を目的とする事業の経営者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援する一方、福祉事務所や 関係行政機関の業務に協力する等の活動を行なっています。

民生委員児童委員の中に、児童福祉に関わる問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は、児童福祉・教育関係機関・施設等との連絡、区域担当児童委員への援助活動、要援護児童・家庭への援助等の活動を行なっています。

# 7 ボランティア活動の状況

本市社会福祉協議会に登録されているボランティアは、平成28年3月現在、3,521人です。

図表 16 平成 28 年度のボランティア登録状況

(単位:団体・人)

区分		団体数	構成員数			
<b>上</b> 刀		凹冲数	男性	女性 計 1,565 2,5 224 365 2,154 3,4 35 31 15	計	
	末吉地域	32	706	1, 565	2, 271	
A ボランティア団体	大隅地域	20	149	224	373	
A かフクテイチ団件	財部地域	31	400	365	765	
	計	83	1, 253	2, 154	3, 409	
	末吉地域		7	35	42	
B 個人ボランティア	大隅地域		13	31	44	
D 個人のノイノイノ	財部地域		11	15	26	
	計		31	81	112	
	末吉地域	32	713	1,600	2, 313	
合計 (A+B)	大隅地域	20	162	255	417	
百亩 (A干D)	財部地域	31	411	380	791	
	計	83	1, 286	2, 235	3, 521	

[資料] 曽於市社会福祉協議会(平成28年3月31日現在)

今日,ボランティア,ボランティア団体・グループは様々な分野で活動し、社会的にも大きな役割を担っています。ボランティア活動による生きがいづくりや福祉のまちづくり推進の役割が期待されています。

ボランティアの相談や調整、情報の発信等支援窓口として、曽於市社会福祉協議会の各支所にボランティア・市民活動センターが設置され、ボランティアコーディネーターが配置されています。

また、本市のボランティアの推進については、ボランティア当事者や受け入れ側・支援者の意見・提 言等を受け入れながら、コーディネーターの役割を担っています。

今後も、さらに地域福祉の担い手であるボランティアの支援を行い、地域が一体となり災害時にも強い福祉コミュニティづくりの推進が重要と思われます。

# 第3章 地域福祉計画の取り組み

# 推進目標1 福祉サービスを充実させよう

#### ■現状■

社会情勢が変化する事により住民の福祉ニーズも変化するため,行政が提供する福祉サービスにおいても,多様で柔軟なサービスが求められています。

曽於市では、多様化する福祉ニーズに応える事ができるように「多世代・多機能型拠点」の「皆来館」の開設をはじめ、地域福祉相談センターへの社会福祉士の配置を行い、地域住民や福祉リーダーが相談しやすい体制を整えるなど、柔軟な福祉サービスの提供を行っています。

市民アンケートの結果では、「保健や福祉のサービス」に「満足している」と回答した人が 25.9%、「重要である」と回答した人が 57.4%となっており、重要であると感じている市民は多いものの、満足度は低い傾向が伺えます。

#### ■課題■

行政が提供する福祉サービスだけでは限りがある事から、社会福祉協議会や福祉活動団体、保健・ 医療・福祉に関わる企業等と連携して、福祉サービスの拡充を図っていく必要があります。



# ■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・隣近所で困っている人を支援し、気付いた事は行政の相談窓口や民生委員児童 委員に報告・相談しましょう。
- ・社会福祉団体や行政が発信している情報や広報紙を読むようにしましょう。
- ・地域のボランティア活動に参加して、地域福祉活動を行いましょう。
- ・福祉を必要としている人について、情報を共有しましょう。
- ・有料ボランティアなどの福祉サービスを利用・参加しましょう。

#### ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



・活動によって知り得た情報を、行政や他の福祉活動団体と連携・共有しましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



- ・公的サービスで対応できない分野について,福祉ニーズに沿って,課題解決に 向け住民主体の活動をサポートします。
- ・福祉サービスを充実させるために内部研修や、住民のボランティア意識を向上 させるための研修を行い、サービスの質の向上や、福祉ニーズの把握などを行い、 課題解決のためのサービスを積極的に展開します。
- ・地域での見守り,支え合いの体制を整えるため,公民館や校区社会福祉協議会 と連携・協力し,「在宅福祉アドバイザー」の配置を推進します。
- ・校区社会福祉活動の充実を図り、身近な地域での見守り、生活支援体制づくりを市と共に推進します。

#### ■行政の取り組み



- ・ボランティア組織の活動を推進し、地域における福祉ニーズの解決を図ります。
- ・新規の福祉サービスを提供する福祉活動団体や、民間企業の支援を行うととも に、福祉施設などのサービスにおいてきめ細やかなサービスを提供できるよう、 情報の提供と指導を行います。
- ・民生委員児童委員といった地域リーダーの研修や各種会議の充実を図り、地域 における福祉ネットワークを強化し、課題解決に向けた新たなサービスの開発に 取り組みます。
- ・収入が少なく, 生活や医療費等で困窮した方へは適切な相談体制を充実します。
- ・仕事と育児の両立に対する支援を目指し、地域で子育てを支援する取り組みの 充実を図ります。

図1 保健や福祉サービスの満足度

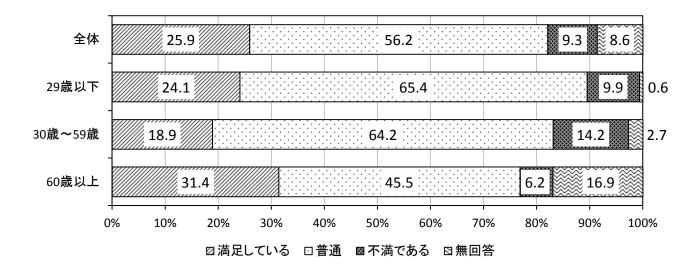
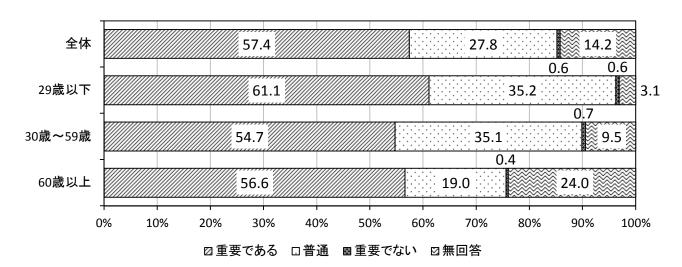


図2 保健や福祉サービスの重要度



# 推進目標2 福祉の情報を入手・交換・提供しよう

#### ■現状■

曽於市において、各種福祉サービスの利用や福祉制度に関する情報は、広報紙・リーフレット・ホームページ・相談員による相談等を通して市民に提供を行っています。

また、市民からの相談に対して、状況に応じた支援の案内・提案を実施しています。

市民同士が情報を交換し合える機会の提供として、市民が様々な情報を入手できるよう「生涯学習」への参加を推進し、民間業者や在宅福祉アドバイザーと連携した情報ネットワークによる情報交換により、地域の見守りを実施しました。

しかし、市民アンケートの結果においては、60代以上において「福祉サービス利用支援事業」の事業内容を「知らない」と答えた人が74.8%、「成年後見制度」の制度内容を「知らない」と答えた人が68.2%、「ふれあい・いきいきサロン活動」の活動内容を「知らない」と答えた人が55.4%と、それぞれの制度や活動についての認知度が低くなっています。

#### ■課題■

福祉の情報を必要とする市民が、情報を十分に入手・把握できるよう、地域の全ての人に対して、 適切な方法で必要とする情報を提供する体制づくりが課題となっています。

■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・「ふれあい・いきいきサロン活動」に積極的に参加しましょう。
- ・広報紙・リーフレット・ホームページを普段から目を通して、生活に必要な情報を収集し、入手した情報を家族や知り合いに伝えましょう。
- ・困った事や知りたい事がある時には、家族や知り合い、行政の相談員に何でも 相談しましょう。
- ・「生涯学習講座」などの教養講座に積極的に参加しましょう。
- ・「地域のイベント」や「自治会」などに参加・加入し、情報を収集しましょう。
- ・地域で福祉サービスを必要としている人がいないか, 日常の会話の中で情報を 交換しましょう。
- ・住民同士で協力して情報を交換・共有できるように相談できる機会や人材を確保しましょう。

#### ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



- ・「自治会」や「福祉活動団体」の活動を通じて得た「福祉に関する情報」を,広報紙・パンフレット・セミナー・講座等を通じて,市民に情報提供を行いつつ,自らの活動を発信しましょう。
- ・地域の商業施設や行政施設,福祉施設などに「自治会」や「福祉活動団体」の 広報紙やパンフレットを設置し,活動 PR を行いましょう。
- ・校区社会福祉協議会が発行している情報紙で住民活動を啓発しましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



- ・年間6回発行する社協情報紙「手と手」で、校区社会福祉協議会や市社会福祉協議会が行なっている活動の報告やPRを行います。
- ・「民間福祉団体」,「NPO法人」,「ボランティア団体」と連携し,情報交換や情報発信を行います。
- ・地域住民の交流の場として、「交流事業」や「校区社会福祉協議会」における活動、「ふれあい・いきいきサロン」、「子育てサロン」を支援・PRし、交流や情報交換を活性化させます。

#### ■行政の取り組み



- ・広報紙やホームページ等への福祉情報掲載や在宅福祉アドバイザー,民間機関との連携により情報提供を行います。
- ・情報の入手が困難な方を対象に、自治会・福祉活動団体・社会福祉協議会と連携して、各種福祉情報や福祉制度の情報提供を充実させます。
- ・「講演会」や「勉強会」を実施し、市民の「自治会」や「ふれあい・いきいきサロン」、「子育てサロン」への活動参加を促進します。
- ・定期的な「健康相談」の実施や相談員による、市民が気軽に相談できる支援体制の周知と利用を推進します。
- ・住民相互の支え合いの地域づくりを推進するために,「在宅福祉アドバイザー」 の活動を支援します。
- ・心身に障害を抱える市民の意見の反映や、情報交換、交流を行なう為の仕組み づくりを行います。
- ・各種福祉団体において、代表者や関係者の情報提供・情報交換やスキルアップ 研修を実施し、構成員や住民の活動や交流を促進します。
- ・市民の困りごとやニーズを,自治会・福祉活動団体・社会福祉協議会と連携して,情報を共有し,円滑な対応・支援を実施します。

図3 「福祉サービス利用支援事業」の認知度

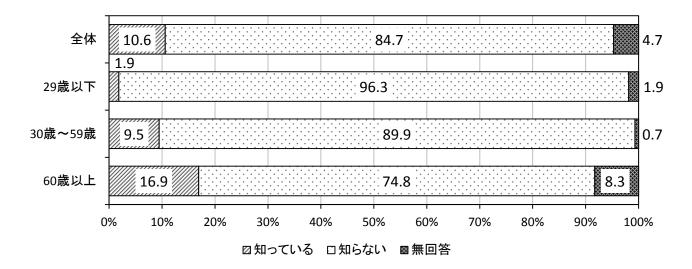


図4 「成年後見制度」の認知度

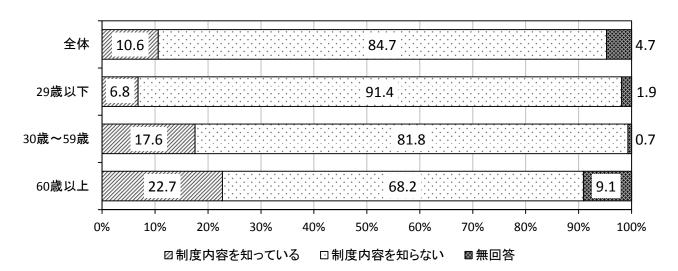
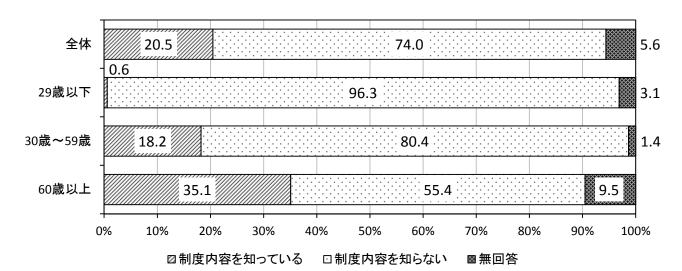


図5 「ふれあい・いきいきサロン活動」の認知度



# 推進目標3 福祉の心を育てよう

#### ■現状■

人が特定の場所に居住するという事により、その地域の住民と関わり合いを持つ機会が多く発生 し、住民同士の良い関係をいかに構築するかが重要になってきます。

地域福祉においても、隣近所との関わり合いが希薄になっている中で、住民と住民が共に助け合う 仕組みを構築する為に、近隣住民に関心を持ち、隣人を思いやる事のできる「福祉の心」を育てる事 が求められています。

曽於市では、学校教育において福祉を体験的に学ぶ取り組みや道徳教育での他者を思いやる教育について取り組んでいる他、高齢者や障害者との交流活動を通して、差別や偏見をなくす取り組みが行われています。

市民アンケートの結果においては、地域福祉を推進するために「学校教育・社会教育を通して福祉教育を充実する」と回答した人は26.8%となっています。

#### ■課題■

今後,福祉教育カリキュラムの見直し,子どもの発達段階に応じた体験的な活動を積極的に取り入れ,福祉教育に関わる知的理解,心情の育成,実践力の育成を総合的に推進する必要があります。

■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・地域の福祉学習会や福祉講座、清掃活動に積極的に参加し、高齢者や障害のある人とのふれあう機会を持ちましょう。
- ・行政や社会福祉協議会,福祉活動団体から配布される広報紙を読み,福祉の心を育てましょう。
- ・地域で行われる行事への参加を知人や隣近所に呼びかけましょう。
- ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



- ・福祉に関する講座や、福祉の心を養うためのイベントや行事を実施して、福祉 の心を育てましょう。
- ・福祉に関連する研修や講座に出席して、効果的に福祉の心を養う為の方法について検討しましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



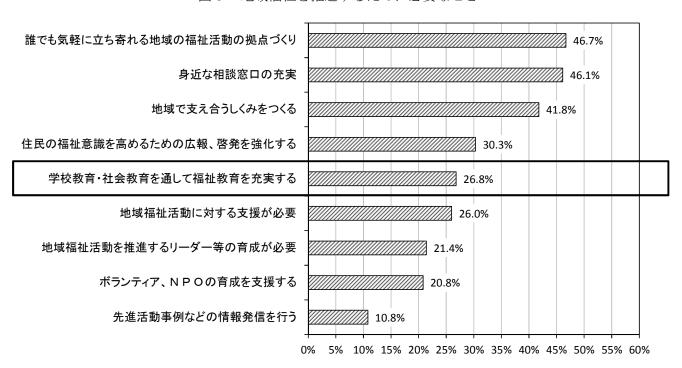
- ・イベントやボランティア養成講座を実施し、市民・福祉団体・企業が高齢者や 障害者に対する理解を深める機会を提供します。
- ・児童や生徒を対象にした福祉活動体験学習等を,夏休み期間中を利用し例年開催しています。
- ・各校区社会福祉協議会を中心に、認知症等の理解を深めるための出前講座を開催しています。

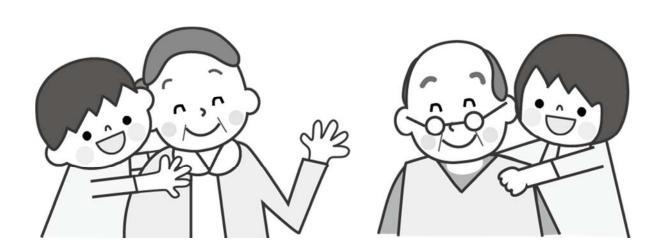
#### ■行政の取り組み



- ・地域福祉の啓発イベントや行事などにおいて、地域福祉に関する意識の啓発を行います。
- ・学校教育において地域福祉に関する学習を実施します。

図6 地域福祉を推進するために必要なこと





# 推進目標4 地域の交流の場をつくろう

#### ■現状■

地域における福祉情報の入手・交換や、福祉サービスの提供、新たな福祉リーダーとなる担い手育成を行なうためには、きっかけとなる地域の交流の場づくりが不可欠です。

曽於市では、子育て支援センターにおける「育児講座」や「子育て講演会」などの、子育て世帯の 交流・相談の場を設けている他、高齢者が専門知識や経験を活かして若年者とふれあう「世代間交流」 の機会づくりも実施しています。

市民アンケートの結果においては、「地域の活動にどの程度参加していますか」という質問に対して、「よく参加している」「ある程度参加している」と答えた人が50.4%となっており、「住民同士が支え合う地域づくりに必要なこと」では「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やす」が61.9%となっています。

#### ■課題■

住民同士での支え合いを行なう上で「地域での交流」が重要であると感じている住民が多いにもかかわらず、地域の活動への参加が少ない現状をいかに改善していくかが課題となっています。

■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・地域での行事やサロン活動、防災・防犯活動に、隣近所を誘い合って参加しましょう。
- ・隣近所と会った時には、あいさつを心がけ、話しかけ交流するようにします。
- ・知り合った地域の人たちと、会話や相談をして、人と人のつながりの輪を広げましょう。
- ・地域の行事を行なったり、地域住民がふれあえる場を作りましょう。
- ・地域の行事や活動に協力し、地域住民の参加を呼びかけましょう。

#### ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



- ・独自のイベントや祭りなどを実施して、参加を呼びかけ、地域住民が交流できるきっかけを作りましょう。
- ・実施するイベントについて、心身に障害を持つ人や乳児から高齢者まで、誰で も参加できるように開催方法や内容を検討しましょう。
- ・地区での福祉リーダー(自治会長や在宅福祉アドバイザー)を中心にした関係者を集め、地域の福祉課題や防災・防犯活動、サロン活動などについて話し合える場を作りましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



- ・ミニデイやサロンの開設や運営の支援、開催状況の把握を行い、住民へ情報提供する事により地域福祉活動への参加を推進します。
- ・福祉団体やボランティアの研修を実施して、相互の情報交換による交流を行なうとともに、より地域における交流を深める為の調査・分析を行います。
- ・地域での見守りや支え合い活動を通して課題を見つけ、地域の状況に応じた場づくりを行っていきます。

#### ■行政の取り組み



- ・住民,福祉リーダー,障害者といった,様々な団体・個人において子どもから 高齢者までが交流できる交流の場・居場所づくり・繋がりづくりを推進します。
- ・市民や福祉活動団体,社会福祉協議会等が行なう市民の交流活動への助成を行います。
- ・市全体における災害・防災訓練や防災出前講座、防犯活動を実施します。
- ・様々な公共施設を市民の交流の場として有効活用できるように、提供します。
- ・商店や企業等に対して,地域交流に活用できる施設やスペースの提供や開放について働きかけを行います。
- ・市民体育祭や市民祭など、住民の交流を目的としたイベントを実施します。
- ・市民や文化団体等が自ら活動する、質の高い文化・芸術活動の振興を推進しま す。
- ・相談や情報交換の場を積極的につくると共に、親子の交流の場づくりをさらに推進します。



図7 地域の活動への参加状況

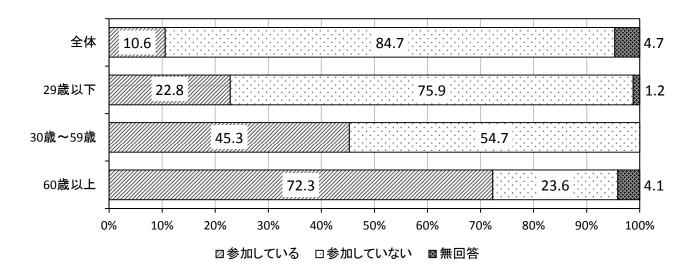
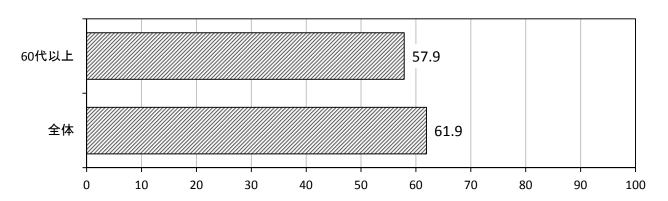


図8 住民同士が支え合う地域づくりに必要なこと 「地域の人々が知り合い, ふれあう機会を増やす」と回答した人の割合



# 推進目標5 ボランティア活動を推進しよう

#### ■現状■

市民が独力で解決できない問題について、公的サービスにおける対応が難しい課題や福祉のニーズを充足させる為には、地域住民による様々なボランティア活動が重要になります。

曽於市では、現在83のボランティア団体と、3,521人のボランティアが活動しており、ボランティア団体・NPO法人・社会福祉協議会等が連携して、「地域住民同士が相互に支え合う地域社会」を形成する為の地域協働の体系づくりを推進しています。

ボランティア養成講座の実施によるボランティアの育成や、「在宅福祉アドバイザー」を通じた地域の「見守り活動」、「ふれあい・いきいきサロン活動」の実施により市民の福祉ニーズの把握に努めています。

市民アンケートの全体の結果では、ボランティア活動について「重要である」と答えた人は 37.0%、ボランティア活動に「関心がある」と答えた人が 54.4%となっています。

また、ボランティア活動があれば参加できるかについては「都合が良ければ参加する」と「参加する」 を合わせると 80%となっています。

全体としてボランティア活動の重要性の意識は低いものの,ボランティア活動については「関心がある」、又は「参加したい」と思っている人が多い事が分かります。

#### ■課題■

ボランティア活動を活性化させるために必要な事として、「ボランティア活動の情報提供及び募集の仲介を行なう」と答えた人が 24.6%となっており、ボランティア活動情報を必要としている市民に、どのように情報を提供し、ボランティアを増加させるかが課題となっています。

■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・ボランティア活動や研修会,講座に積極的に参加し,活動の体験を友人や知人 に伝え,仲間を増やしましょう。
- ・ボランティア登録をして、特技や経験を活かしましょう。
- ・誰でも参加できるボランティア活動を企画・開催しましょう。
- ・住民同士でボランティアの情報収集・発信を行い,ボランティアに参加できる 機会を増やしましょう。
- ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



- ・自治会や福祉活動団体の活動内容をPRして、ボランティア活動について学び、活動できる機会を提供しましょう。
- ・ボランティア活動への助言や支援を行い、ボランティア育成に協力しましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



- ・ボランティアとその支援を必要とする人をつなげ,交流や活動を支援・広報し, 調整を行います。
- ・ボランティアの活動経験に合わせ、安心して活動を続ける事ができるように、 相談・支援を行い、課題解決のための目的別ボランティア養成講座の開催等を行います。
- ・ボランティアグループが継続して活動を続けられるように、相談や支援を行い、活動内容の周知を図り、様々な活動場面を提供し、活動への参加を広く呼びかけます。

#### ■行政の取り組み



- ・ボランティアや福祉活動団体への助成金情報を含めた情報の提供や,ボランティアが活動する福祉活動の場と機会を積極的に提供します。
- ・地域で行なわれている福祉活動をPRするためのイベントの開催や,ボランティア育成を目的とした「ボランティア学習講座」の開催,福祉活動活性化の為の制度の検討を行います。
- ・ボランティアの啓発活動として、企業や学校に対してボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、ボランティア団体や福祉活動団体が情報交換や連携を行う機会や、新たなボランティア人材の発掘・育成を行なえるような機会を提供し、提供していきます。
- ・技能や特技を持つ高齢者が交流しあい、共に活躍できる場の提供と、活動の為の仕掛け作りを行います。
- ・市民同士の助け合い活動を広く普及・啓発していくために、地域で助け合い活動を実践している団体やグループの活動内容を広く市民に広報するなど、活動の支援に努めます。



図9 市民におけるボランティア活動の「重要度」

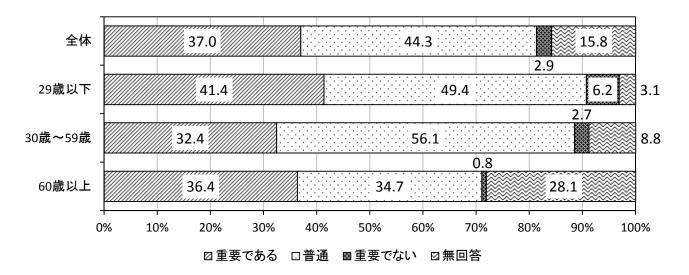
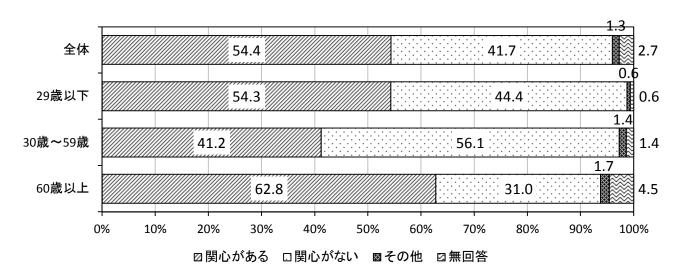
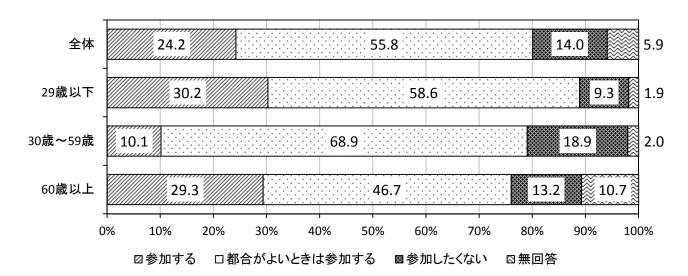


図10 市民におけるボランティア活動の「関心度」





### 推進目標6 地域の担い手を育てよう

#### ■現状■

市民が快適な生活を送るための様々な社会福祉制度が存在しますが、各地域において多様化する福祉ニーズに対処する為には、「民間福祉団体職員」や「ボランティア」といった、地域住民による「福祉の担い手」の育成が重要になります。

曽於市においても、校区社会福祉協議会や市社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア、在宅福祉アドバイザー、民間の福祉サービス従業者など、様々な立場における福祉リーダーが活動しています。

市民アンケートの全体の結果では、曽於市の地域福祉を推進するために「地域福祉活動を推進するリーダー等の育成が必要」と回答した人が21.4%となっています。

#### ■課題■

少子高齢化などの影響により、福祉リーダーの高齢化やなり手不足が課題となっており、自治会 や有償ボランティアの育成、運営が困難になっている組織への支援などが求められています。

■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・地域に関心を持ち、地域で行なわれる行事に積極的に参加しましょう。
- ・ボランティア講座や研修などに参加して、地域福祉活動について学びましょう。
- ・隣近所で声を掛け合い,市民の地域で行なわれる行事への参加を推進し,地域のリーダーとなれる人材の育成を行いましょう。
- ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



・団体活動を通じて、福祉活動の新たなニーズや現状を把握し、市民に周知しましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



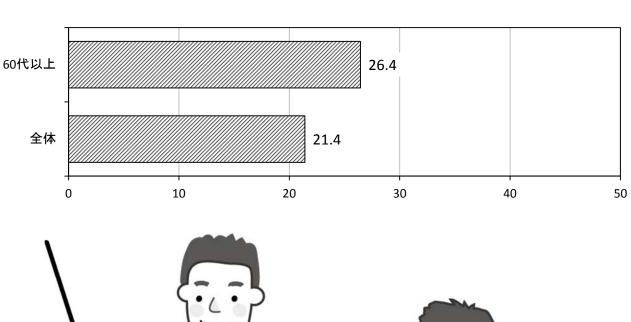
- ・福祉活動団体やボランティアグループを対象にしたスキルアップ講座や研修を 実施し、福祉活動を増進・継続させる為の新規リーダーの育成を推進します。
- ・校区社会福祉協議会を中心とした地域でのリーダー養成を行います。
- ・民間福祉団体職員など、福祉における地域の担い手(働き手)を確保・育成する為、「就職面談会」の実施や就職活動者への情報提供を検討します。

#### ■行政の取り組み



- ・市社会福祉協議会や校区社会福祉協議会の組織の充実を図り、運営に必要な人 材の発掘や育成における支援を行います。
- ・民生委員児童委員の自主性を尊重しつつ,多様化する福祉ニーズに対応し,地域の住民一人ひとりの立場に立った相談・支援活動ができるよう,地区協議会活動を支援し,研修活動などへの支援を行います。
- ・福祉活動に関するセミナーや講演会,研修会等に積極的に参加し,常に新しい情報や福祉サービスにおける手法を調査・研究し,福祉団体や市民に対しての情報提供に努めます。

図 12 曽於市の地域福祉を推進するために、必要だと思うこと「地域福祉活動を推進するリーダー等の育成が必要」と回答した人の割合





### 推進目標7 地域を見守り・支え合おう

#### ■現状■

曽於市では、市民や民間業者、在宅福祉アドバイザーと連携協力し、地域において支援を必要としている人の見守りを実施しており、旧町にそれぞれ設置している地域福祉相談センターなどによる戸別訪問を通じて、見守り体制の構築や地域実情の実態把握、関係機関との連携を行なっています。

また、小地域ごとに「支えあいマップ作り」を推進しており、「地域課題の抽出」や「個人・地域の課題の把握」に努め、地域課題解決策として新規のサロンを設置するなど、支援活動を行なっています。

防災面では、市内各校区で自主防災組織が設置され活動していますが、高齢化が進み、人員も不足 しています。

市民アンケートの全体の結果では、近隣の付き合いの中で「手助けして欲しい」と回答した項目の うち、「災害時の安否確認・避難誘導」が15.0%と最も高く、「手助けできる」と回答した項目では「話 相手」が47.6%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守り」が45.1%、「災害時の安否確認・ 避難誘導」の38.6%の順となっています。

#### ■課題■

地域福祉の基本である、住民同士の共同による地域の見守り・支え合いを、どのような方法で活性 化させていくかについて、支援体制を整備していくことが求められています。

■市民の取り組み ~自助・共助【住民一人ひとり・住民同士ができること】~



- ・日ごろから一人暮らしの高齢者や障害者への声かけや訪問を行い,近所付き合いを大切にしましょう。
- ・身近に助けが必要な人がいた場合や,見守りで気付いたことがあった場合は, 地域の福祉リーダーに連絡・相談しましょう。
- ・福祉団体やボランティアグループが実施する地域の行事やイベントに,積極的に参加しましょう。
- ・地域で活動している自主防災組織や防災訓練, 見守りネットワークなどに参加・協力しましょう。
- ・住民同士による地域の見守り体制を整備し、スクールガードや防犯パトロール などを通じた声かけ活動を行いましょう。
- ・災害に対応する自主防災組織の整備や防災訓練の実施,避難場所や避難経路の 確認を行いましょう。
- ・災害時に避難が必要になる人の有無や,避難方法,避難時の支援方法について 確認しておきましょう。
- ・地域住民で構成される自主防災組織との連携や防災時ボランティア制度の普及と啓発を行います。

#### ■自治会・校区社会福祉協議会・ボランティアグループ等の福祉活動団体の取り組み



- ・各自治会や福祉活動団体で知り得た情報を,発信し,団体同士で協力・連携して地域における助け合い活動を推進しましょう。
- ・行政における相談窓口とも連携し、要配慮者の情報交換や見守り体制の運用方 法の助言や指導を仰ぎましょう。

#### ■市社会福祉協議会の取り組み



- ・地域の活動団体や福祉の関係機関と定期的な連絡会議を開催し、情報交換を行います。
- ・新しい在宅福祉アドバイザーの育成や、住民参加型サービスの検討などを実施 します。
- ・見守りを行なう為の情報ネットワークを通じた、福祉リーダーへの情報提供を 行います。
- ・福祉制度や行政の福祉サービスでは支援できない、多様な福祉ニーズに柔軟に 対応します。
- ・ボランティア・市民活動センターの活動を支援し、地域課題を住民とともに解 決する為の取り組みを推進します。
- ・地域の見守りが必要な高齢者や障害者において、市社会福祉協議会が新聞販売所、ガス会社、飲料販売所、電力会社、石油販売・管工事組合、企業、商店、福祉施設等、38社と見守り協定を締結しており、今後は、さらなる見守りの強化を図っていきます。

#### ■行政の取り組み



- ・見守り活動や情報ネットワークの強化に向けて、福祉活動団体への情報提供、 啓発活動を行います。
- ・自治会加入を推進するとともに、加入しやすい自治組織の在り方を検討し、地域担当職員等の支援体制を構築します。
- ・地域の福祉リーダーである「在宅福祉アドバイザー」や「自治会長」,「民生委員児童委員」について,市民が気軽に連絡や相談できるように,活動内容の啓発に努めます。
- ・福祉活動における地域拠点の提供・整備を行います。
- ・適切なサービスを継続的に受けられるように、出前講座や市民相談,「高齢者」 「障害者」「子育て」といった各分野における専門相談窓口の整備を促進します。
- ・災害時における適切な対応を行う為の,防災組織の運営や防災対策,地域ニーズに沿った避難所の整備,運用方法の検討を行います。
- ・社会福祉協議会が実施している「在宅福祉アドバイザー」や曽於市が実施している「見守り対策事業」の訪問員による、見守り・声かけを実施し、安心して暮らせるまちづくりを推進する福祉ネットワーク事業を展開します。
- ・地域の見守りが必要な高齢者や障害者において、協定による市社会福祉協議会、 地域の方々、新聞販売所、ガス会社、飲料販売所、電力会社、石油販売・管工事 組合等と把握した情報を共有できるネットワークづくりを目標とし、推進します。

図13 近隣の付き合いの中で「手助けしてほしい」と思う内容

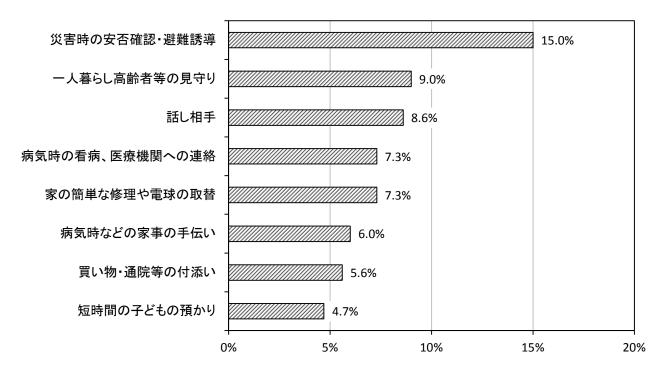
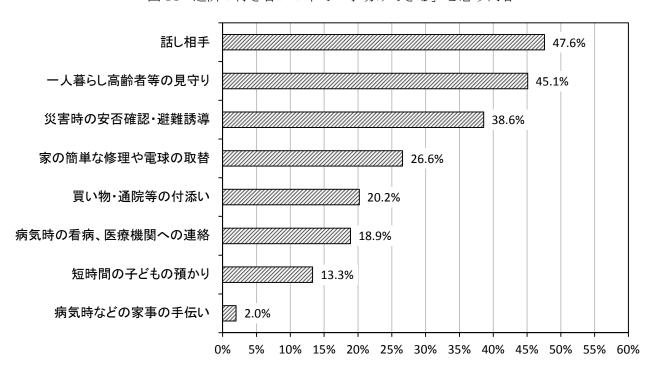


図14 近隣の付き合いの中で「手助けできる」と思う内容



## 第4章 地域福祉活動計画について

### 1 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、曽於市が策定した地域福祉計画と連携・協働して、地域住民及び福祉・保 健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。

地域住民やボランティアが地域の活動に積極的に参加し、地域社会の基盤となる地域福祉をどのように推進していくかが記載されています。

### 2 社会福祉協議会の役割

### ●地域福祉推進の位置づけ

社会福祉協議会(以下, 社協と明記)は地域福祉を進める役割が社会福祉法 109 条に位置づけられています。

社協は、「地域福祉」という公共性の高い活動を担う法人として設置されているため、社会福祉法に明記される根拠となっています。その役割を発揮するため、民間組織として開拓性、即応性、柔軟性を活かし地域の課題解決にための事業の企画や住民の福祉活動を推進する役割が求められています。

### ●活動の原則

① 住民ニーズ基本原則

住民の潜在・顕在化された個別の生活課題を発見し、個別課題から地域課題を探ります。

② 住民主体の原則

課題解決のために、身近な住民の助け合い・支え合い活動を行うためのしくみや新たな支援サービスの開発を行います。

③ 民間性の原則

公益性の高い民間団体として、ネットワークとフットワークを活かした柔軟性のある活動 を行います。

④ 公私協働・計画性の原則

公共性の強い民間団体として、行政とパートナーシップを取りながら多職種の企業団体とも連携を図りながら計画的な地域福祉事業展開を行います。

⑤ 専門性の原則

各種の専門職が働く福祉の専門家集団という強みを活かし、住民への質の高い福祉サービスを提供するよう努めます。

### 3 地域福祉活動を充実するために

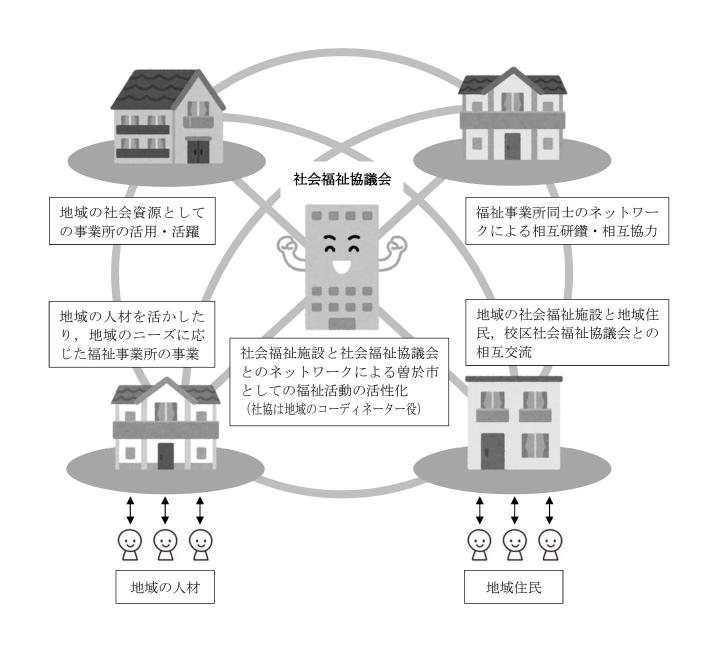
## ●地域をコーディネートする役割の発揮します

地域住民とのつながりをもとに、地域の社会資源である福祉関連事業所や各種団体とのネットワークを有し、情報交換、協働の取り組み等のコーディネートの役割を果たします。

また、行政の地域住民への各種の働きかけ(防災・健康づくり、各種相談、地域づくり等)のつなぎ役を発揮します。

下図のような地域との交流などがしやすい環境を作っていくことが重要です。

さらに、福祉事業所間ネットワークや社会福祉協議会とのネットワークなどにより全体としての福祉活動の充実に役立てていく必要があります。



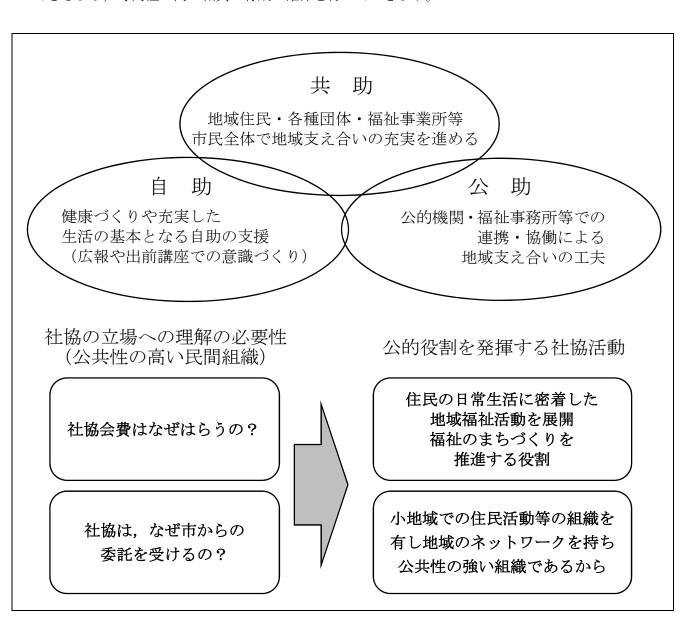
### ●地域住民相互の関係性を築きます

地域福祉を推進するためには、生活課題を抱える住民や支援する近隣住民が共に暮らす地域で、もっとも身近な地域で活動している社協との関係性(顔の見える社協、身近に感じる社協)が、重要となります。

### ●社協としての地域福祉推進の財源確保と専門性の高い職員の育成をします

様々な地域福祉推進を担うことで、社協への理解を促し、社協会費や共同募金等に理解と協力をお願いしていきます。

人材の確保については、地域住民へ質の高い福祉サービスやコミュニティソーシャルワークが提供 できるよう、専門性の高い職員の育成・確保を行っていきます。



### 4 これからの地域福祉活動への取り組み

### ●地域包括ケア構築のために住民主体の活動のしくみづくりを推進します

住み慣れた地域で安心して、暮らしつづけるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体 的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。

社会福祉協議会は、地域住民と協働で、これまで取り組んできた様々な地域福祉活動をさらに充実していきます。今後、活動エリアは校区社会福祉協議会活動を中心としたより身近な地域での活動へと網の目を細かくしながら、互助の強化を図っていきます。

住民が暮らす地域性の違いから新たな課題が生まれ、特に、過疎化が進む中山間地域では、公共交通機関の減便や廃止が通院の移動の困難さや地域の商店の閉店・減少で日常生活用品の買い物が困難となる課題等があげられています。

すべて公的なサービスで担うことが難しくなっている現状から自らが参加して、地域の特性に応じた福祉ニーズの解決するために地域密着型福祉サービスのしくみを作ります。

そのために「誰もが,住み慣れた地域で安心して,暮らしつづけるために」住民主体の地域福祉活・動を支援していきます。

### ●権利を擁護するためのしくみづくりを推進します

曽於市は、高齢化率も高く、ひとり高齢者世帯や認知症状を持つ方々も増加しています。

自分の努力だけでは、生活が維持できない場合に、憲法第25条に定められた「生存権の保障」第11条「基本的人権の尊重」第13条「幸福権の保障」等に基づき、個人が尊厳をもって、地域社会の中でその人らしい生活が送れるよう支援することが社会福祉の理念です。この理念に基づき、何らかの事情により、思いや意志を伝えることができず、社会的に不利益を受ける方の代弁を行うため(権利擁護)社会福祉協議会は、福祉サービス利用支援事業に取り組み、日常的な金銭管理を含めた福祉サービス支援を行っています。

今後はさらに専門性を活かし、要援護者に対する総合的な相談援助機能を発揮し、あらゆる権利侵害を予防し、権利擁護支援のためのセンター立ち上げに取り組んでいきます。

## ●地域福祉活動と共同募金運動を一体的に展開します

地域福祉活動を支援するための民間資金である共同募金への理解や協力の輪を広げます。共同募金は、地域から孤立をなくし、みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくりをおこなう地域福祉活動に使われます。

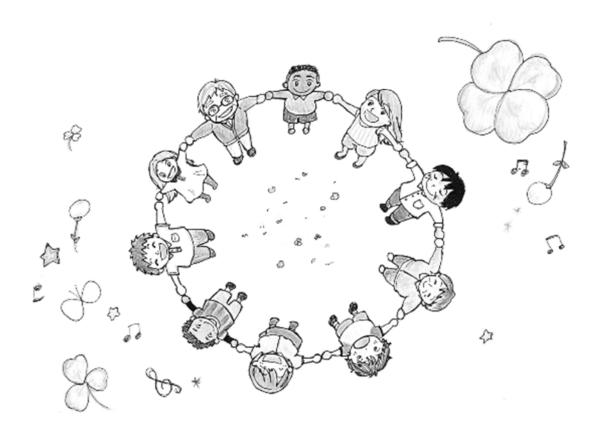
多様化・複雑化する地域のニーズの解決のために,共同募金運動と一体的に地域福祉活動を推進していきます。

## ●社会福祉法人の組織化と公益活動の展開を推進します

平成 28 年の社会福祉法等の一部改正により、社会福祉法人は公益性・非営利性を踏まえ、地域における公益的な取り組みを実施する責務が規定されました。

「地域における公益的な取り組み」とは、「地域に起こる様々な生活課題や地域課題に着目し、その解決に向けて支援を必要とする人に対し、制度外の福祉サービスや活動」を提供することです。

社会福祉協議会は地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮して、社会福祉法人・社会福祉施設等と協働した公益的な福祉サービスに取り組みます。



## 5 協働による地域福祉への取り組み

### ●多様な支え合いを担う地域の人材育成をします

住民に対する地域福祉に対する意識を高めることで人材育成の土壌を作ります。

認知症サポーター養成、傾聴ボランティアの育成、さらに地域での介護予防を進めるサポーターや 障がいを持つ方々への支援者など、各年代に応じた人材育成を行います。

また,これらの人材に活躍の機会を提供します。

制度内の福祉サービス,制度外の福祉サービスや活動を行っていくためには、担い手を確保することが重要課題です。仕事の従事者だけではなくボランティアを含め幅広い福祉人材の確保・質の高い人材の育成に努めます。

例:介護施設での傾聴活動、高齢者等への食事の提供・配食・ゴミ分別・ゴミ出し

意識づくり・知識の修得・活躍の場 (例)

	地域福祉の意識づくり	ボランティア養成	活躍の場
幼児 児童・生徒	高齢者とのふれあい体験 ボランティアについての 正しい知識と理解	各学校におけるサマーボラ ンティア体験活動	いきいきサロンでの高齢者 との交流 校区社会福祉協議会行事へ の参加
青壮年	近隣での支え合いの必要性 多様な担い手の養成 地域のボランティアリーダ 一の養成 自身の健康づくりや,地域 とのつながりの重要性の意 識づくり	認知症サポーター養成講座 生活支援ボランティア等の 研修 傾聴ボランティア 目的別ボランティア養成講 座 障害を持つ方々への支援 者養成講座 食生活改善推進員研修	校区社会福祉協議会行事への参加 地域での見守り活動や生活 支援のボランティア 福祉施設への訪問
高齢者	定年退職後の地域での活躍の意識づくり	シルバーヘルパー講座	シルバー人材センター シルバーヘルパーとしての 活動 ふれあい・いきいきサロン 活動のリーダー 地域での子どもの見守り活 動等

### ●福祉座談会を支援します

校区社会福祉協議会による一層の支え合い活動を推進するため小地域での座談会を推進します。地域の防犯・防災、さらに避難行動要配慮者(自力での避難ができない人)の把握などは、若い世代を含めて住民の関心が高くなっています。

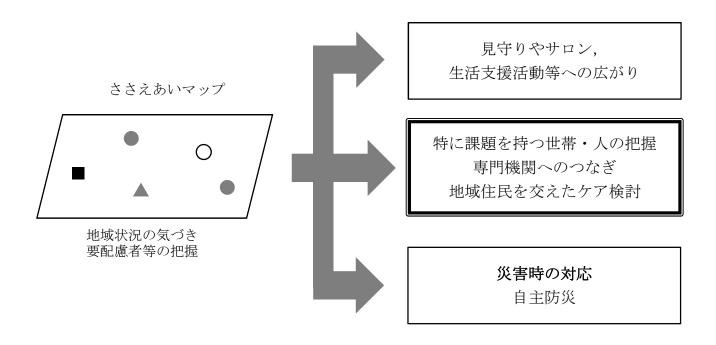
そのため、民生・児童委員を通じて毎年災害時の要配慮者の把握のため、災害時要配慮者の状況把握の調査を行っています。今後はさらに、この調査を基に、日常の見守りと災害時対応につなげていくよう、行政、社協、在宅福祉アドバイザー、自治会、民生・児童委員との連携を図っていく必要があります。座談会は、地区の状況に応じた内容で開催します。

今後は座談会は、地域の状況に応じた内容で開催します。

## ●ささえあいマップから要援護者の支援へつなぎます

ささえあいマップは、50~70世帯を中心とした地域の課題を抽出するための一つの方法です。地図上で要援護者の普段の近隣の見守り活動や地域の中で暮らす者同士の支え合いや助け合いのつながりを見つけ出し、課題解決の方法を住民で考えていきます。関係図作成後には、特に専門的な支援の必要な人や世帯については、専門機関につなげる必要などフォーマルな福祉サービス利用につなげることにもつながります。

さらに、専門機関と地域住民とで支援の検討を行うなど、地域ならではの支援体制の取り組みにつなげていきます。

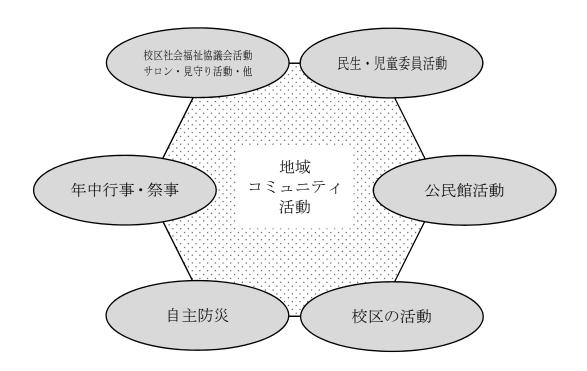


## ●総合的なコミュニティ活動のなかで地域福祉活動を推進します

既存の各種団体活動や地元での地域活動を福祉の視点で工夫することで、高齢者や子育て・障害者 支援につながるように、コミュニティ活動全体で福祉の意識づくりを進めます。

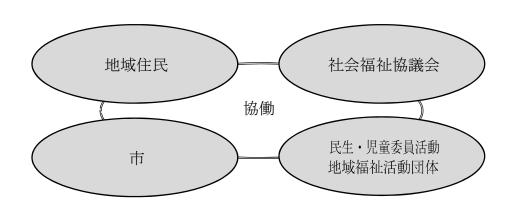
このことにより、幅広い住民の関わりと市の取り組みを地域福祉につなげていきます。

## 地域コミュニティ活動:高齢者・子育て・障害者など誰もが どのような状態になっても暮らしやすい地域づくり 市・各種団体・人材の情報共有の実施



## ●協働による計画の推進をします

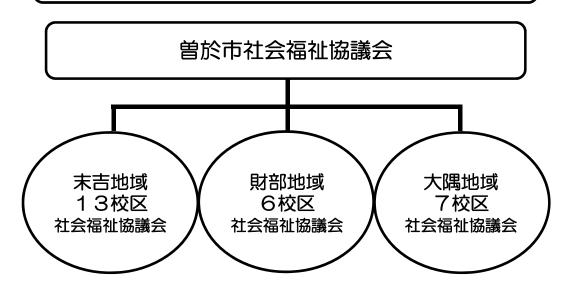
市,社協,地域住民・福祉関連事業所が,それぞれに役割を担うとともに力を合わせて取り組む(協働)ことが必要です。



### 6 校区別地域福祉活動計画の策定

●曽於市 26 校区社会福祉協議会を基盤にした地域福祉活動を推進します

曽於市内では、地域の方々により小学校区を基本とした 26の校区社会福祉協議会を設置



### ●小学校区をエリアとしたささえあい体制づくりを推進します

小学校区をエリアとする校区社協 26 校区を設立し、その中で、日常生活圏域の見守り活動・地域課題の掘り起しやつなぎ、サロン活動の開催などを行っています。

26 校区の生活環境や立地が異なるため、地域課題に取り組む体制づくりを校区エリアで行います。 また、校区エリアからミクロなネットワークとして民生委員担当区というエリアで、支え合いマップ という手法で個別課題の抽出や地域課題の発見につなげていきます。

## ●モデルとなる地域福祉活動の拠点づくり推進します

地域の中に地域福祉拠点を置き、校区社協活動を展開しています。

きめ細かな生活圏域での、課題の抽出や顔なじみの関係の中から支え合いの体制づくりを行っていきます。現代の福祉課題・生活課題の多くは、住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立などが要因となっています。

住民が主体的に課題の解決に取組ながら要援護者と地域とのつながりを再構築していくとりくみが 期待されています。また、介護予防や認知症の講座の開催、ふれあい・いきいきサロンの拡大、多世 代との交流・趣味の場づくりなど多様で多彩な活動がおこなわれています。

今後、モデルとして校区社協を拠点とした地域福祉活動を普及していきます。

## ●小地域で行うふれあい・いきいきサロン活動を推進します

自治会単位で行っている「ふれあい・いきいきサロン活動」が今後は重要となります。

住民が主体となり、自分たちのスタイルに合った介護予防や安否確認を兼ねた活動のやり方を話し合い、みんなでつくるお茶飲み会が1自治会に1ヶ所づつ立ち上げられるようにしていきます。

活動助成も引き続き財源確保を行いながら、広く多様なサロン活動が展開できるよう支援していきます。

## 北 侯 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の似安	35 自治会	6 名	39 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあいネットワーク事業	校区ネットワークの開催(年2回開催) 在宅福祉アドバイザー,民生委員,	自治会長
		民生委員と在宅福祉アドバイザーの 意見交換会の開催	在宅福祉アドバイ ザー
共		在宅福祉アドバイザー研修会 在宅福祉アドバイザーによる見守り活動	校区社協役員 在宅福祉アドバイザー
通	校区社会福祉協議会活動	総会、役員会の開催	関係者
事	テーマ別課題解決事業	民生委員担当地区いきいき交流会の開催	担当地域自治会員
業		多世代交流の開催	自治会長,校区社協役員
	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業	見守りを兼ねた高齢者宅への配食,年 末年始の過ごし方について聞き取り 調査の実施	民生委員, 在宅福祉アドバイザー
	ふれあい・いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数8ヶ所設置	地域住民、ボランティア
	校区社会福祉協議会情報紙	年間1回校区社協の情報紙を発行	校区社協役員
独自	<ul><li>ふれあい活動</li><li>中学生とのひまわり植栽</li><li>地域高齢者への絵手紙プレ (他校区社協と合同)</li></ul>	ゼント活動	学生と校区社協役員
事	緊急連絡カードの配布活動	緊急連絡カードの配布	役員, 民生委員
業	役員研修会	地域福祉活動の先進地研修を実施 (平成 28 年度は財部校区下財部社協 と合同で姶良市松原町コミュニティ 協議会の視察研修を行った)	役員,民生委員
	支えあいマップ作成	自治会別支えあいマップの作成	各自治会代表者

#### 【地域の課題】

- ・空き家数、一人暮らし世帯が多く近所隣の繋がりの希薄化が進んでいる。
- ・地域のリーダー的存在が不足している。
- ・地域住民の福祉に対する関心が薄い。
- ・課題を抱えている人への見守り体制が不十分。

- ・様々な課題を抱える方々へ対し、身近な所で相談・支援ができる体制をつくる。
- ・見守り活動の強化を図る。
- ・住民の助け合い・支え合い活動の体制づくりのために支援者の研修を行う。

# <u>南 俣</u> 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
	16 自治会	5 名	33 名

	事業名		具体的な活動	参加者
	ささえあいネットワーク事業		で区ネットワークの開催 (年 2 回開催)	在宅福祉アドバイザー, 民生委員, 自治会長
共			先生委員と在宅福祉アドバイザ -の意見交換会	在宅福祉アドバイザー, 民生委員, 自治会長
通事			E宅福祉アドバイザーによる見 でり活動	在宅福祉アドバイザー
業	校区社会福祉協議会活動	総会,後	役員会の開催	関係者
	テーマ別課題解決事業	校区社協	<b>嘉社会福祉大会の開催</b>	地域住民, 学生ボランティア
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内の	のサロン設置数 <u>8</u> ヶ所設置	地域住民、ボランティア
	校区社会福祉協議会情報紙	年間1回	回校区社協の情報紙を発行	校区社協役員
独	緊急連絡カードの配布活動		絡カードの配布 区社協役員,民生委員,在宅福祉	:アドバイザー
事	ふれあい活動	地域高齢 (他村	区社協役員	
業	支えあいマップ作成	自治会別支えあいマップの作成 ※各自治会代表者		
	自主研修会の開催		祉活動者に対する研修会の開催 劦役員,民生委員,自治会長,在	宅福祉アドバイザー

#### 【地域の課題】

- ・南俣の16自治会の中には自治会長が一年交代のところも多く、校区社協活動が定着しにくいという課題がある。
- ・地域の少子高齢化が進んでおり、一人暮らし世帯が増加している。
- ・近所付き合いがほとんどない。
- ・空き家が多い。
- ・地域において、自治会が入り組んでいる。
- 各自治会において公民館がないので、みんなが集える場所が不足している。

- ・校区社協の取り組んでいる活動を広く住民の方々に知ってもらえるよう啓発を行っていく。
- ・多くの住民が福祉活動に参加していただけるような地域を目指す。
- ・集える場所がないため、自治会単位で地域福祉の拠点づくりを行っていく。

# 下財部 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
牧区の帆安	18 治会	5 名	40 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共通	ささえあい ネットワーク事業	在宅福祉アドル 自治会長 在宅福祉アド	ークの開催(年2回開催) バイザー,民生委員  バイザーによる見守 祉アドバイザー
事	校区社会福祉協議会活動	総会、役員会の開催	関係者
業	テーマ別課題解決事業	民生委員と住宅福祉アドバイザーの 意見交換会の開催	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,自治会 長,校区社協役員
	ふれあい・いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 8 ヶ所設置	地域住民、ボランティア
	校区社会福祉協議会情報紙	年間1回校区社協の情報紙を発行	校区社協役員
	ふれあい活動	地域高齢者への絵手紙プレゼント活 動(他校区社協と合同)	学生 校区社協役員
独自	役職員研修会	地域福祉活動の先進地研修を実施 (平成 28 年度は財部校区北俣社協と 合同で姶良市松原町コミュニティ協 議会の視察研修を行った)	役員,民生委員
事	支えあいマップ作成	自治会別支えあいマップの作成	各自治会代表者
業	民生委員担当地区別サロン 啓発活動	民生委員担当地区別サロン開催し,地 域住民に対して啓発を行う	役員,民生委員
	緊急連絡カードの配布活動	緊急連絡カードの配布	校区社協役員,民生 委員,在宅福祉アド バイザー

### 【地域の課題】

- ・少子高齢化が進んでいる。
- ・人間関係が希薄。(自治会未加入者の増加)
- ・一人暮らし世帯が増加している。

・空き家が増加している。

- ・地域住民が集える場所が不足しているので、更なるサロンの充実を図る等の啓発を行う。
- ・福祉について啓発活動の充実。

## 財部南 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
牧区の飯安	26 自治会	5 名	33 名

	事業名	具体的な活動	参加者
		校区ネットワークの開催(年2回開催)	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
	ささえあい ネットワーク事業	在宅福祉アドバイザーによる見守り活動	在宅福祉アドバイ ザー
共		在宅福祉アドバイザー研修	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
通事	校区社会福祉協議会活動	総会、役員会の開催	関係者
業	テーマ別課題解決事業 校区社協社会福祉大会の開催		地域住民
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 6 ヶ所設置	地域住民, ボラン ティア
   独   白	緊急連絡カードの配布活動	緊急連絡カードの配布	役員,民生委員
独自事業	出前茶話会	サロン啓発活動(民生委員担当地区ご とに開催)	地域住民

#### 【地域の課題】

- ・高齢化・過疎地域の増加。少子化などが顕著にあらわれている。
- ・買い物、通勤・通学・通院も車がないと厳しい。
- ・ゴミ捨てができないなど、課題を抱えている人に対しての支援が不十分。
- ・在宅福祉アドバイザーが一年で変わるところも多く、定着化ができていない。

- ・地域活動に参加されない人たちへの支援を考える。
- ・潜在的な課題を見つけ支援ができるよう検討する。
- ・在宅福祉アドバイザーの定着に向けて,見守りの必要性について,住民へ理解を深めてもらい,見守りの強化を図っていく。

## 財部北 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の似安	18 自治会	5 名	27 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあいネットワーク事業	校区ネットワークの開催(年 2 回開催)	在宅福祉アドバイザー,民生委員,自治会長
	共通	民生委員と在宅福祉アドバイザーの 意見交換会	在宅福祉アドバイ ザー, 民生委員, 自 治会長
— 共 — — 通		在宅福祉アドバイザーによる見守り活動	在宅福祉アドバイザー
事	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催	関係者
業		校区社協社会福祉大会の開催	地域住民
	テーマ別課題解決事業	お惣菜をご自宅まで事業 (安否確認,困りごと調査をかねた活動)	校区社協役員等関 係者
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 <u>4</u> ヶ所設置	地域住民,ボランティア
独自	緊急連絡カードの配布活動	緊急連絡カードの配布	役員,民生委員
独自事業	校区要援護者宅歳末訪問活動	歳末の時期に要援護者宅を訪問し、見 守り活動を行う	校区社協役員等関係者,地域住民

#### 【地域の課題】

- ・自然災害が多い。
- ・一人暮らし高齢者世帯が多い。
- ・働く場所がない。
- ・障がい者に対する支援が十分でない。
- ・ 少子高齢化が進んでいる。
- ・空き家が多い。
- ・近くにお店がない等の不便さがある。
- ・簡単な相談ごとを話せる相手がいない。

- ・現在行っている事業を定着させ、必要な支援を必要な方に届けられるようにしたい。
- ・誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりをめざす。

# 中 谷 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の似安	6 自治会	1 名	12 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業	在宅福祉アト自治会長	- クの開催(年2回開催) : バイザー, 民生委員 : イザーによる見守 : バイザー
事	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催	関係者
業	テーマ別課題解決事業	見守り活動キャンペーン (80 歳以上及び要援護者の在宅者を 対象にメッセージ等を作成し在宅福祉 アドバイザーを通じて交流を図る)	役員,在宅福祉ア ドバイザー,自治 会長
	   ふれあい・いきいきサロン活動 	校区内のサロン設置数 <u>5</u> ヶ所設置	地域住民、ボランティア
独	在宅福祉アドバイサー及び サロンスタッフとの意見交 換会の開催	それぞれの活動,課題等について意見 交換を行う	役員,在宅福祉ア ドバイザー,サロ ンスタッフ
事業	緊急連絡カードの配布活動	緊急連絡カードの配布	校区社協役員,民 生委員,在宅福祉 アドバイザー
	支えあいマップ作成	自治会別支えあいマップの作成	各自治会代表者

#### 【地域の課題】

- ・現在,限られた人達で公民館・福祉活動を進めているが,今後を考えての後継者の育成が必要である。若者が1人でも増えるために,過疎地対策として地域振興住宅を強力に推進して欲しい。⇒若者定住対策
- ・店や病院等が近くになく不便。
- ・災害時の体制づくりがしっかりとおこなわれていない。

- ・生活課題を抱えておられる方々に対し、必要な支援を届けられるようにしていきたい。
- ・災害時の体制整備や買い物支援等の検討を住民みんなで行うなど更なる福祉活動の充実を図っていきたい。

## 中 部 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の似安	36 自治会	8 名	43 名

	事業名		具体的な活動	参加者
共通	<b>ささえあいネットワーク事業</b> ・校区ネットワーク会議の開催(年2回) ・民生委員と在宅福祉アドバイザーとの 意見交換会の開催			在宅福祉アドバイ ザー,校区社協役 員,民生委員
事業	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会(7回)の開催		在宅福祉アドバイ ザー,校区社協役 員,民生委員
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン 設置数 <u>13</u> ヶ所設置		各地域住民
	   校区社会福祉協議会情報紙 	年1回校区社協の情報紙を発行(予定)		校区内全戸へ配布
Хф	地域民生委員との意見交換	年1回 地域民生委員(8名)との意見 交換会の開催		校区社協役員,民生 委員児童委員
独   自   事	ふれあい交流活動	母の日、父の	の日花東贈呈訪問活動	在宅福祉アドバイザー,校区社協役員
業	緊急連絡会カード設置	世帯調査を実施後、検討会を実施		在宅福祉アドバイザ ー,校区社協役員, 民生委員児童委員
	役員等研修会	先進地研修の開催		在宅福祉アドバイザー,校区社協役員

#### 【地域の課題】

- ・見守り、声掛け活動の強化は図っているが、充分な対応ができていない。
- ・各関係者が協議できる場が少ないので、課題解決に向けての取り組みが出来てない。

- ・組織の体制づくりの強化と見直しが早急に必要である。定期的に役員会を開催していく。
- ・小地域単位で支えあいマップの手法を取り入れながら、地域課題の抽出や福祉活動への展開 が図れるように組織強化を行う。

# 東 部 校区社会福祉協議会活動計画 概要

なりを指用	自剂	台会数	民生委員	• 児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	15	自治会	2	 名	21 名

	事業名	具体的	内な活動		参加者
	ささえあい	アドバイザー定例	会(2か月に1回)		福祉アドバイザ
	ネットワーク事業	ネットワーク会議	(年に2回)	,	民生委員,校区 3役員
	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催		在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,校区 社協役員,自治会長	
共	テーマ別課題解決事業 (花いっぱい運動)		地域の 75 歳以上の世 査。見守り活動の啓発 ド, 花の配布		在宅福祉アドバイザー,民生委員
事			花を育て,植え替え, ピング。手作りのメッ ジカードと見守り活動	セー	校区内住民 161名(世帯)
業			花の配布で終わりでは く,見守り活動で会話 続的な見守り活動強化	,継	在宅福祉アドバ イザー,民生委員
	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業	   世代間交流餅つき 	大会,募金活動	校区	区内住民全般
	ふれあい・いきいき サロン活動	校区内のサロン設	置数 <u>1</u> ヶ所設置	校区	区内自治会
独自事業	<b>ふれあい交流会活動</b> 健康講話,体操など			校区	<b>C</b> 内住民

#### 【地域の課題】

- ・高齢者の自治会脱退が増える中で、自治会未加入世帯への見守りの必要性の理解が不十分。
- ・世帯調査をもとに高齢者世帯等の見守り対象者の把握がまだ出来ていない地域もある。
- ・災害時対策や日常での生活状況の確認、地域住民同士のつながりが希薄化している。

- ・在宅福祉アドバイザーの見守り活動に対する理解不足もあるため、アドバイザー研修などを 通じて住民へ啓発をしながら、継続的活動を行う。
- ・役員体制づくりや交流の場づくりが出来るよう小地域単位でサロン活動推進を行う。

## 西 部 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の似安	16 自治会	2 名	14 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業 校区社会福祉協議会活動 共	校区ネットワーク会議の開催 (年2回)	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 校区社協役員
		自治会での要援護者の相談, 生活支援, 見守り活動	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員
共		総会,役員会の開催	校区社協役員,ア ドバイザー,民生 委員,自治会長
通 事 業	テーマ別課題解決事業 高齢者のつどいの開催 小地域サロン開催活動 (合同サロン会)	及	【集い参加者】 高齢者,女性部, 地域住民約 100 人 【合同サロン】 自治会長 サロン会員約 40 人
	   ふれあい・いきいき   サロン活動	校区内のサロン設置数 <u>3</u> ヶ所設置	校区内自治会
独自事業	ふれあい活動	各自治会や校区での行事等へ参加し, サロン活動の促進のため, 啓発活動を 行っている	校区内全域

#### 【地域の課題】

- ・地域の福祉課題の解決のための住民活動について理解がない。
- ・若い世代の地域活動への理解・参加が少ない。
- ・役員等の後継・担い手の人材不足等組織もなくなってしまう心配がある。

- ・若い世代等へ地域の現状を知ってもらうために,交流の場を増やしながら,話し合える場 をつくり,理解を得られるようにする。
- ・人材育成及び協力員を発掘する。
- ・地域課題抽出のために「支えあいマップ」の取り組み、住民の協力・参加を促進し、組織強化を図っていく。

## 南部校区社会福祉協議会活動計画概要

ななり類単	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	17 自治会	4 名	22 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共通	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催 (年2回実施計画) 民生委員とアドバイザーの意見交換 会	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長 在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 社協職員
事業	校区社会福祉協議会活動	総会、役員会の開催	校区社協役員,民 生委員,在宅福祉 アドバイザー等
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 3 ヶ所設置	校区内自治会
		ふれあい地域福祉活動事業	
独自事業		アンケート調査に基づく火災警報器 未設置者への啓発 民生委員担当地区別サロン取組 (新規推進)	校区社協,民生委員,市防災担当者 川内団地,松尾, 中野地区
		公民館事業と共催のレクレーション 世代間交流会(もちつき大会) 地域伝統行事へ子供達の誘い	地域住民
	校区社会福祉協議会情報紙	校区社協の情報紙を発行(予定)	校区内全世帯
	校区社協役員研修	公民館と共同実施	現地視察

### 【地域の課題】

- ・事業等を行っているが、参加者が少ない状態である。
- ・サロン活動の推進を行っているが、地域(自治会)の理解がなく、活動を知らない。
- ・地域の現状把握が出来ている地域と出来ていない地域との地域差がある。

- ・歩いて行ける地域での開催を基本に、小地域での講座やイベント等を行っていくように計画 を進める。
- ・地域福祉の理解を深めてもらうために、支えあいマップや校区地域福祉活動計画策定に積 極に取り組んでいく。

## 北 部 校区社会福祉協議会活動計画 概要

なりう声画	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	17 自治会	3 名	18 名

	事業名	具体的な活動	参加者	
	ささえあい	校区ネットワーク会議の開催 (年2回開催)	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,校区 社協役員	
	ネットワーク事業	民生委員と在宅福祉アドバイザーとの 意見交換会の開催(毎月)	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,校区 社協役員	
共	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催 在宅福祉アドバイザー,民生委員との 意見交換	校区社協役員,自治 会長,在宅福祉アド バイザー,民生委員	
通 事 業	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業 多世代交流会の開催		地域住民	
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 2 ヶ所設置	校区内自治会	
独	親子ふれあい健康増進活動	グラウンドゴルフ大会(毎年 2 回) 定期的開催 ※11 月・2 月	校区住民	
独自活動	「シニア」ヘルシー食事 の研究	料理教室(毎月1回) 開講 ※9月は敬老の日に合わせて, 近隣高齢者等へ昼食をふるまう	校区内自治会	

#### 【地域の課題】

・校区の行事,活動に対し若い世代(特に自治会未加入世帯)の協力,理解不足がある。 この現状から不公平感が募り,活動に取り組んでいる方々の不満が高まり,このままでは, 活動者の協力,理解までも失いかねない。

例①「北部まつり」への不参加 ②奉仕作業(環境美化活動)等への不参加

- ・北部まつりについては、市役所職員が校区内に居住しており、準備や当日の参加を要請した。 結果としては、手伝い参加があり、「ミニ慰労会」を実施し、コミュニケーションの場づくり への取り組みが行えた。
- ・今後も機会あるごとに幅広く、声かけしながら多くの住民同士がコミュニケーションを深め 地域の諸事情等々を「よく知って頂ける」手段となるようにしたい。今回参加者からの波及 効果ではないが、雰囲気や楽しさ等を口コミで広がることを願う。

## 高 岡 校区社会福祉協議会活動計画 概要

ななり旗曲	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	10 自治会	2 名	19名

	事業名	具体的な活動	
	ささえあい	校区ネットワーク会議の開催 (年回2回開催)	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,自治 会役員,自治会会長
	ネットワーク事業	社会福祉のつどい,歳末助け合いふれ あい交流会への手伝い	在宅福祉アドバイザ ー,校区社協役員, 公民館役員,校区民
共	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,自治 会役員,自治会会長
通事業	テーマ別課題解決事業 社会福祉のつどい (敬老会) 共同開催	国社会議社のつだい 第四枚 国社会議社のつだい	在宅福祉アド バイザー,校 区社協役員, 公民館役員, 校区民
	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業	多世代交流の開催 見守りを兼ねた高齢者宅への配食	地域住民,子供会,校区社協,校区公 民館
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 <u>3</u> ヶ所設置	校区内自治会
	ふれあい交流活動	校区公民館活動への協力 高岡小学校へのふれあい活動協力	校区内住民等
独自事業	支えあいマップ作成	自治会別で支えあいマップづくり	各在宅福祉アドバイ ザー,民生委員,校 区社協役員
業	小地域サロン活動普及	地区別サロン活動への啓発	地域住民
	役員研修会他	役員会,役員反省会 (次の福祉活動への意気込み) 校区社協役員	

#### 【地域の課題】

- ・少子高齢が進み、地域の課題が幅広く把握できないことが多い。
- ・校区及び小地域(自治会単位)でもネットワーク組織が不足している現状もある。

- ・在宅福祉アドバイザー活動が継続的に進められるために、研修会や必要に応じた講座の開催 を行いながら、ネットワーク組織の強化を図る。
- ・サロン活動を全地域に配置が出来るようにサロンの場づくりを住民一体となって取り組む。
- ・地域課題が日々変わることから、支えあいマップづくりを全自治会で取り組み、解決に向け た活動推進を図る。

## 檍 校区社会福祉協議会活動計画 概要

ななり慎重	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	23 自治会	4 名	43 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催(年2回開催)	在宅福祉アドバイザー,校区社協役員
通事	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催	在宅福祉アドバイ ザー,校区社協役 員,民生委員
業	テーマ別課題解決事業	校区ふれあいの日(世代間交流)	地域住民
	ふれあい・いきいき サロン活動	校区内のサロン設置数 <u>6</u> ヶ所設置	校区内自治会
独	校区社会福祉協議会情報紙	年間 1 回校区社協の情報紙を発行	校区公民館の情報 紙と併用
自		檍住民の集い,グランドゴルフ大会	
事業	ふれあい交流活動	校区長寿会	地域住民 公民館合同開催
未		あおき祭り	

#### 【地域の課題】

- ・校区社協活動への理解度が低く、地域の役を何役も抱えている住民も多く、そのため負担や担い手がいなくなる状況にある。
- ・事業に取り組むが参加者も固定化し、また参加者も少ない。
- ・公民館との事業等が共催で行われており、社協の認知度が低い。

- ・校区社協活動への理解を図るため、小地域単位での座談会や支えあいマップをとおして、地域の現状を知っていただき、校区社協の活動の理解を深める。
- ・地域住民が協力し合い,支えあうことができるような地域づくりを行うために,行事の開催など工夫をし,課題解決に対応できる組織となるようにする。

# <u>岩</u>南 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪色の似安	<b>7</b> 自治会	2 名	12 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催 (年回3回開催) 民生委員と在宅福祉アドバイザーの意 見交換会の開催 在宅福祉アドバイザー会議の開催 在宅福祉アドバイザー研修会	在宅福祉アドバイザ 一,民生委員,校区 公民館長,自治会長, 消防団長
共通	校区社会福祉協議会活動	総会 ・役員会 審議会 (年 2 回)	校区社協役員,自治会長,在宅福祉アドバイザー,民生委員
事業	テーマ別課題解決事業 校区社協福祉大会 の開催	TO MARKET WAS ASSESSED.	地域住民
	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業	見守りを兼ねた高齢者宅への配食 多世代交流会の開催	地域住民
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 1 ヶ所設置	校区内自治会
独 自 事 業	ふれあい活動	小学生とのグランドゴルフ大会 小学校入学式,卒業式に老人コーラス グループ参列 小学生との交流(高齢者への絵手紙 プレゼント活動)	校区住民
	役員研修会	地域福祉活動の先進地研修を実施	県内・外

#### 【地域の課題】

- ・引きこもり高齢者の支援。
- ・40~50 代の地域住民の地域活動及びボランティア活動の意識が希薄。

- ・高齢者見守り支援、支えあいマップ作成の取り組み、小地域内でのサロン増設。
- ・地域住民参加の事業企画づくり。

# \_\_岩\_\_北\_\_ 校区社会福祉協議会活動計画 概要

な区の指用	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	14 自治会	3 名	15 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業 校区ネットワーク会議の開 (年2回開催)	月催	在宅福祉アドバイザ 一,校区社協役員, 民生委員
— — — — — — — 通	校区社会福祉協議会活動	総会・役員会の開催	在宅福祉アドバイザ ー,校区社協役員, 民生委員
事	テーマ別課題解決事業	高齢者と小学生との世代間交流 等	地域住民
業	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業 餅つき大会とふれあい交流		地域住民,在宅福祉 アドバイザー,校区 社協役員,民生委員
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 5 ヶ所設置	校区内自治会
独自事業	ふれあい活動	ふれあい交流会 (公民館との開催)	校区住民

### 【地域の課題】

- ・少子高齢化で子どもの減少、高齢者(世帯)等の増加傾向ある状況。
- ・認知症の方も増えつつある状況の中、対策が出来ていない。
- ・小地域単位でのネットワークがまだ不十分である。

- ・在宅福祉アドバイザー研修で、活動への理解を図り、見守り体制の強化を行う。
- ・小地域単位でのサロン活動を促進する。
- ・支えあいマップづくりを全自治会で行いながら、地域間の連携やネットワークづくりに取り組む。

## 諏 訪 校区社会福祉協議会活動計画 概要

ななら無用	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	24 自治会	4 名	27 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催 (年2回開催) ※民生委員の在宅福祉アドバイザー との意見交換	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
	校区社会福祉協議会活動	総会・役員会の開催 (総会年1回,役員会は随時)	総会:校区社協構成員
共 通 事 業	歳末たすけあい 地域福祉活動助成事業		地域住民
		多世代交流の開催(しめ縄づくり,餅つき) 見守りを兼ねた高齢者宅への配食(85歳)	人上への赤飯の配食)
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 1 ヶ所設置	校区内自治会
独自事業	ふれあい活動	高齢者の集いの開催 (年1回開催)	校区住民

#### 【地域の課題】

- ・少子高齢化は年々進み、活動をするにも参加者が少なく如何に人を集める工夫をするかが 課題。(公民館も同じ状況)
- ・自治会役員の若返りで高齢者とのコミュニケーション不足が聞かれる。

- ・ 高齢社会の地域になる状況であるが、無くなった長寿クラブ組織や集える場づくりを再構築 し、高齢化する世帯へ生活の活性化につなげられるような取り組みを行う。
- ・校区及び小地域でのコミュニケーションをとることができるように,世代間で交流が図れる場を作り上げ,講座及び研修等を開催しながら組織強化に取り組む。

## 光 神 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の帆安	13 自治会	2 名	13 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の  開催 (年 2 回開催)   ※民生委員と在宅福祉アド   バイザーの意見交換   在宅福祉アドバイザー   研修会	在宅福祉ア ドバイザー, 民生委員,校 区社協役員
<b>共通事業</b>	校区社会福祉協議会活動	総会、役員会の開催	在宅福祉ア ドバイザー, 民生委員,校 区社協役員
<del>素</del>	歳末たすけあい	見守り対象者と高齢者・子ども達とのふれあ い活動	見守り対者・高 齢者,在宅福祉 アドバイザー,
	地域福祉活動助成事業	軽い運動・輪投げ等のゲーム等の健康ゲーム	民生委員,校区社協役員
	ふれあい・いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 <u>2</u> ヶ所設置 内 1 ヶ所は自主サロン	校区内自治会
独自事業	絵手紙の作成	小学校と連携し、見守り対象者と高齢者へ絵 手紙を届ける	校区住民

#### 【地域の課題】

- ・地域が広域のため、行事をしても交通手段がなく、高齢者など参加できない人がいる。
- ・自治会長が在宅福祉アドバイザーを兼務しているので、毎年アドバイザーが変わるところが 多い。見守りの強化や自治会未加入世帯への見守りができていない。

- ・行事を開催する場所の検討や送迎などの協力等,小地域での開催に向けた協力体制づくりを 図る。
- ・在宅福祉アドバイザーの継続的な活動を進めるために、研修会の開催や講座などへの参加を 促進する。
- ・支え合いマップ作りなどをとおして、自治会未加入世帯の見守り強化体制を作っていく。

## 深川校区社会福祉協議会活動計画概要

な区の毎番	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	17 自治会	3 名	32 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい	校区ネットワーク会議の開催(年2回)	在宅福祉アドバイザー、民生委員、自治
	ネットワーク事業	在宅福祉アドバイザー講座(年1回)	会長
— — — — — — — —	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,自治 会長,校区社協役員
通	テーマ別課題解決事業	校区福祉大会開催(年1回,3月開催)	校区内住民
事業	歳末たすけあい 地域福祉活動助成 事業 活気あふれる深川 の集い(年1回, 12月開催)		地域住民
	ふれあい・いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 6 ヶ所設置	校区内自治会
独	校区社会福祉協議会情報紙	年間 1回校区社協の情報紙を発行	校区内全戸数
独自事業	役員交流会	年1回 社協・公民館役員を他校区行事に派遣	社協・公民館役員 (各1名程度)

#### 【地域の課題】

- ・行事を開催しても、交通手段等を持たない人たちは研修センターや小学校体育館までが遠い ため参加しづらい、出来ない方が増えている。
- ・個人差・地域差があり、地域活動が定着せず、知られていない現状である。
- ・地域活動は行っているが、活動の実態や取り組みが地域住民に中々知られていない事。

- ・校区全体での開催時には、マイクロバス等での送迎を計画。 (※現状では、利用者がなく未実施) この結果、校区を分割化し地域事業の取り組みに変更。
- ・校区の地域福祉大会で活動の事例発表や交流を図っていく。
- ・人材の発掘,地域リーダーの育成を図るために,定期的な地域での福祉教育講座開催や支え あいマップをとおしての地域課題を把握し,解決に向けての支援者の育成を行う。

## 柳 迫 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪色の帆安	16 自治会	3 名	24 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共 通 事 業	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催(年2回) 民生委員と在宅福祉アドバイザーの意 見交換会の開催	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,自治会 長,校区社協役員
	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催	在宅福祉アドバイザ ー,民生委員,自治会 長,校区社協役員
	テーマ別課題解決事業 校区社会福祉大会 の開催	柳泊校区福祉大会校和连校区数老会	校区内住民
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 7 ヶ所設置	校区内自治会
	校区社会福祉協議会情報紙	年2回校区社協情報紙発行	校区内全戸数
	歳末多世代交流	見守りを兼ねた高齢者宅へのもちを配布 (水田にもち米を植え、子どもたちにもちをつくらせる)	地域住民
独自事業	支えあいマップ作成	支えあいマップ作成を自治会ごとに作成 し,自治会外の方も含め小地域での支え合 いのしくみをつくる(全自治会で開催)	地域住民
	認知症サポーター養成講座	地域で認知症を理解し、認知症サポーターを 1 人でも増やし当事者や家族の見守り体制づくり(全自治会で開催)	地域住民 (校区内全自治会)
	皆来館での活動(活用)	子育てサロン,手作り教室,食事会 等	地域住民 (皆来館スタッフ等)

#### 【地域の課題】

- ・ 高齢者夫婦世帯, 高齢者一人暮らし世帯, 自治会未加入世帯等が多く, 見守りや支援体制が 十分ではない。
- ・介護、認知症、子育て、ひきこもり等、悩みを抱えている家族がいる。

- ・自治会未加入世帯も含め、在宅福祉アドバイザーや隣近所での声かけ、見守り活動の強化や サロン参加への呼びかけを行う。
- ・地域福祉拠点施設「皆来館」での活動へのつなぎをとおして、地域住民の生活支援の仕組みをつくる。

# <u>岩 川</u> 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員 • 児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
以丘り帆安	38 自治会	14 名	74 名

	事業名	具体的な活動	参加者
		校区ネットワーク会議の開催	在宅福祉アドバイザ
	ささえあい	(年間2回開催)	一,民生委員
	ネットワーク事業	民生委員と在宅福祉アドバイザーの	在宅福祉アドバイザ
		意見交換会の開催(13地区)	一,民生委員
共	<b>校区社会福祉協議会活動</b> 総会,役員会,3役会の開催 校区社協役員,在宅福祉アドバイザー, 馬		字生委員 校区社協役員
通	テーマ別課題解決事業	民生委員担当地区サロンの開催	地域住民
事業	歳末たすけあい地域福祉活動 ◇多世代交流、クリスマス会 (地域住民、校区社協役員) ◇見守りを兼ねた高齢者宅へ 年賀カードを配 (在宅福祉アドバイザー、民 ふれあい・	地域住民	
	いきいきサロン活動	助成サロン7・ 自主サロン6	
独	子育て支援事業	このゆびとまれと題して幼児を対象 に親子のふれあいの場を設けている	地域住民
自	校区社会福祉協議会情報紙	年間 1回校区社協の情報紙を発行	校区内各世帯
事	緊急連絡シートの配布活動	緊急連絡シートの作成と配布	校区内全地域
業	生活支援活動	校区内でほっとサービスの仕組みを説 明とつなぎ役で支援活動を行っている	校区内住民

#### 【地域の課題】

- ・市内で一番規模の大きな校区で、地域の課題や生活環境も自治会によって様々である。その ため、地域の特性に合わせた活動の展開が求められているため、小地域での福祉活動へと転 換していくことが今後の大きな課題となっている。
- ・空き家が増え、高齢者の集う機会も減っている。

#### 【解決策】

- ・民生委員担当地区ごとに座談会を開催し、在宅福祉アドバイザーと民生委員の連携強化を図る。座談会の中で挙げられた問題点・課題の解決に向けた取り組みを校区社協活動へ反映させる。また、座談会には、自治会長も参加をしていただくことで公民館との連携も強化される。校区社協は、今後も小地域で地域課題を検討する機会を継続的に設ける。(平成28年度実施)
- ・ふれあい・いきいきサロンの啓発をし、必要に応じて立ち上げまでの支援を行う。

#### (情報提供や出前サロン等)

## 菅牟田 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
仪区の似安	9 自治会	2 名	11 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催 (年間2回開催)	在宅福祉アドバイザー、民生委員
八通 事業	校区社会福祉協議会活動	総会	校区社協役員,在宅 福祉アドバイザー, 民生委員,校区社協 役員
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 0 ヶ所設置	_
独自事業			

#### 【地域の課題】

- ・ 菅牟田校区は、曽於市の中でも小規模の校区であり、高齢化率も高い。校区社協の活動も在 宅福祉アドバイザーによる見守り活動が精一杯な状況で、団体の運営も苦慮している。
- ・ ふれあい・いきいきサロンも未設置で、数年前から立ち上げを検討しているが実現に至っていない。
- ・地域福祉活動を展開するにあたり、活動の担い手がおらず、在宅福祉アドバイザーも高齢化 してきている。

- ・校区公民館と連携を図り、協働で地域福祉活動に取り組む。
- ・校区社協やふれあい・いきいきサロンについて説明し,広く理解してもらう機会を設ける。
- ・地域資源(福祉施設)を活用した取り組みを検討する。
- ・地域の実情や福祉の動向を知ることから始める。

# <u>笠 木</u> 校区社会福祉協議会活動計画 概要

な区の種曲	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	14 自治会	4 名	20 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共通事業	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議(年2回) 校区社協&アドバイザー研修	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 校区社協役員
	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会	校区社協役員,在 宅福祉アドバイザ ー,民生委員
	テーマ別課題解決事業	校区社会福祉大会の開催	地域住民
	ふれあい・いきいき サロン活動	校区内のサロン設置数 <u>4</u> ヶ所設置	校区内自治会
独自事業	一人暮らし&高齢者の集い	65歳以上の方,見守り対象者に参加を 呼びかけ,集いの開催	65 歳以上見守り対 象者・校区内住民
	合同サロン	校区内のすべてのサロンが合同で活動 し、交流を図る	サロン参加者

#### 【地域の課題】

- ・校区公民館と校区社協が協力して活動しており、連携も図れている。しかし、他の校区同様、 一人暮らし世帯の増加、高齢化率の上昇で、様々な活動の担い手の育成が課題となっている。 若い世代の地域福祉活動への参加を促し、今後も活動が継続できるような組織作りをしてい かなければならない。
- ・ふれあい・いきいきサロン活動を継続している地域もあれば、サロンの設置が難しい地域も あり、校区内でも温度差がある。

- ・ふれあい・いきいきサロンの周知、啓発活動を積極的に行い、情報提供や必要な支援をする。
- ・若い世代の福祉への関心を高めるため、校区社会福祉大会等で助け合いや支え合いの重要性 を認識する機会を設ける。また、校区社協活動への理解を広め、協力者を増やしていくこと で、持続可能な組織を目指す。

# 大隅北 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
	15 自治会	5 名	22 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催 (2 回開催)	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
共通		各参加者との意見交換 マップの見直し	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
事業	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
	テーマ別課題解決事業	民生委員担当地区別サロン	地域住民
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 2 ヶ所設置	校区内自治会
独自事業	緊急連絡シートの配布・設置	一人暮らし、高齢者世帯、要援護者へ 緊急連絡シートを配布・設置の声かけ をする	校区内全地域
· <del>莱</del>	ふれあい活動	福祉施設への訪問活動	校区内施設

### 【地域の課題】

- ・地域資源として,有志の会である"おろん会"の活動があり,地域住民が集う東屋(おろんの館)を建設するなど,地域の絆が強い地域であるが,少子高齢化や人口減少が課題として 挙げられる。
- ・地域には、お店もなく買い物に不便を感じている方も多くいる。

- ・今後も人口は減少の一途をたどることが予想されるため、自治会の枠をこえた助け合いや見 守り活動の充実を図らなければならない(校区公民館と協力して、座談会を開催中)。
- ・校区社協や"おろん会"の地域福祉活動に若い年代の方々の参加を促し、地域の一体感を高める。
- ・現在,モデル的に取り組んでいるミニデイサービスのような活動やサロン活動を充実させる ことで,介護予防,見守り活動,住民間の交流を促す。
- ・買い物支援や日常生活の困り事解決の取り組み(ほっとサービス)を校区内に波及させる。
- ・緊急連絡シート設置の再確認と新たに必要な人への配布を行う。

# 恒 吉 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
	17 自治会	5 名	20 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい	校区ネットワーク会議の開催	在宅福祉アドバイ
	ネットワーク事業	(年間2回開催)	ザー、民生委員
	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会	校区社協役員,在 宅福祉アドバイザ ー,民生委員
共通事	テーマ別課題解決事業	社会福祉大会の開催	校区住民
業	<b>歳末たすけあい地域福祉活動</b> 歳末ゴミだしサポート&ゴミ		校区住民
	ふれあい・いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 8 ヶ所設置	校区内自治会
独自事業	緊急連絡シートの設置	一人暮らし,要援護者,高齢者世帯に緊 急連絡シートを配布,設置する。	校区内全地域

## 【地域の課題】

- ・市内でも高齢化率が特に高い地域で、すでに 50%を超えている。高齢者世帯や見守りが必要な世帯も増加しているため、見守り活動を充実させる必要がある。また、サロン活動が 8 か 所で行われているが、活動の担い手がいない。継続的な活動を展開するために担い手の養成 は必要となっている。
- ・恒吉校区は、市街地から離れた山間部に位置している。災害時の要援護者の避難やルート整備が課題となっている。

- ・校区社会福祉大会等で福祉の動向について学び、助け合い、見守りの重要性を伝えていく。
- ・恒吉校区社会福祉協議会の地域福祉活動計画(2次計画)に沿って,防災講習会等を開催し, 避難ルートの確認や災害時要援護者の支援方法を検討する。
- ・地域の個別課題を把握するため「支え合いマップ」を用いて, 生活圏域での助け合い活動の 充実を図る。

# 大隅南 校区社会福祉協議会活動計画 概要

ななら唐明	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
校区の概要	18 自治会	4 名	18 名

	事業名	具体的な活動	参加者
共	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催(年2回)	在宅福祉アドバイザー,民生委員,
通事業	校区社会福祉協議会活動	総会,役員会の開催(年4回)	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 自治会長
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 0 ヶ所設置	_
	緊急連絡カードの配布	緊急連絡カードの配布	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員
独自事業	ミニ門松の配布	見守りを兼ねた独居高齢者宅へミニ門 松の配布(長才会と共同)	在宅福祉アドバイ ザー,民生委員, 長才会
	独居高齢者宅の草払い	独居高齢者宅の草払い及び校区内のロ ードミラー清掃(長才会と共同)	地域住民
	福祉グランドゴルフ大会	校区住民の福祉向上と親睦を図る	地域住民

#### 【地域の課題】

- ・大隅南校区は、畜産・農業が盛んで、大農家も数多くある。高齢になっても農業に励んでおられ、元気高齢者が多いが福祉活動の担い手が少ない。
- ・お茶を飲みながら交流を楽しんでいる地域はあるが、ふれあい・いきいきサロンは未設置で ある。

- ・地域で活動をしている"長才会"と協力して、一人暮らし高齢者宅の草払いやミニ門松をプレゼントする活動を継続的に行う。
- ・地域での様々な集まりや資源の把握に努め、校区社協としてできることを検討する。 (サロン設置の希望があれば、後方支援する等)
- ・小学校も複式学級となり、子どもも少ないため、子どもから高齢者まで参加できる活動を校 区公民館や長才会と協働で行っていく。

# 月 野 校区社会福祉協議会活動計画 概要

校区の概要	自治会数	民生委員・児童委員数	在宅福祉アドバイザー数
	25 自治会	6 名	39 名

	事業名	具体的な活動	参加者
	ささえあい ネットワーク事業	校区ネットワーク会議の開催 (年間2回開催)	在宅福祉アドバイザー、民生委員
共	校区社会福祉協議会活動	総会・理事会を開催し事業内容の検討, 運営等を行う	校区社協役員,在 宅福祉アドバイザ ー,民生委員
通事業	テーマ別課題解決事業	アドバイザーを中心として「健康教室」 「秋のつどい」を開催し、独居老人や 地域の高齢者の方々と親睦を深めるた めの催しを行う。	校区住民
	ふれあい・ いきいきサロン活動	校区内のサロン設置数 3 ヶ所設置	校区内自治会
独自	緊急連絡シートの設置	要援護者ならびに高齢者宅へ緊急連絡シートを配布し、設置する。	校区内全地域
独自事業	認知症研修会	認知症サポーター養成講座の開催 (年2回)	校区住民

#### 【地域の課題】

・少子高齢化が進行し、校区の世帯数・人口ともに減少の一途をたどっており、高齢者単身世帯も増えており、在宅生活においての困り事も多様化してきている。また、以前は活動が活発だったふれあい・いきいきサロンも、現在は3か所のみの設置となっている。高齢者が集い、交流ができる場づくりを進めていかなければならない。

- ・今後,ますます見守り活動の充実を図る目的で,民生委員担当区域ごとの座談会を開催し情報共有や地域の困り事を早期に把握できる体制を整えて行きたい。
- ・自治会長も校区社協の構成員(福祉委員)であるため、校区公民館と校区社協が一緒に地域 福祉の推進を図り、よりよい月野校区を目指す。

# 多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業

(県・市の委託事業H27~H29)

柳迫校区社会福祉協議会活動拠点 みなくるかん

# 皆来館

# 旧深川駐在所の空き家を活用

事業1 支え合いマップづくり



事業3 ふれ愛子育てサロン



事業5 児童クラブふれ愛活動



事業7 いきいきサロン活動





事業2 認知症サポーター養成講座

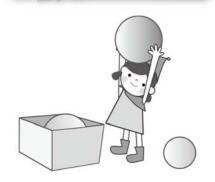


事業4 ふれ愛お食事



事業6 手作り教室





# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、社会福祉法の基本理念と関係各法に基づき、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境等に関係する行政機関相互間で連携を図り、総合的かつ効率的な福祉政策の実施に努めるとともに、行政機関だけでなく関係各福祉団体等の民間やすべての市民の参加と協力により、市民が必要とする福祉サービスを受けられることが求められています。

また、児童や高齢者、障害のある方の多様なニーズに柔軟に対応するだけではなく、DVやニート問題等にも柔軟な対応が求められています。そのため、福祉にかかる人材の確保及び質の向上を計画的に進めていく必要があり、関係する各計画と併せて推進体制を確立していきます。

### (1) 地域福祉計画の推進体制

地域住民の生活ニーズの多様化,高齢化の進展,必要とする在宅ケア等の需要等に対応するため,行政をはじめ社会福祉協議会,福祉施設等が相互に協力し合いながらサービスの提供に努めています。

#### ①人的条件の整備

地域住民が豊かで安定した生活を送れるよう、情報提供や要望にあった適切なサービスの提供 を図るため、民生委員児童委員、ボランティア等の参加協力や連携強化を図り専門職員の確保や 資質の向上に努めます。

#### ②社会福祉協議会との連携強化

地域で暮らす児童、高齢者、障害者等の支援となる各種福祉サービスの充実を図るため、社会福祉協議会との連携強化に努めます。

#### ③地域拠点施設(保健福祉センター・健康ふれあい館・そお生きいき健康センター)

地域の保健福祉の充実,子育て支援,高齢者や障害者の自立促進・生活の改善等の相談や誰も が気軽に集え,活動と交流に寄与するよう地域拠点施設の活用を推進します。

#### (2) 諸施策の着実な推進

社会福祉法の理念に基づく諸施策の着実な推進を図るため、曽於市総合振興計画を上位計画とし、介護保険事業計画・老人保健福祉計画・子ども・子育て支援事業計画・障害者基本計画・障害福祉計画・健康増進計画等の関連各計画と一体的に推進していきます。本計画策定後及び見直し後は、速やかに公表し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗状況を進行管理します。

## (3) 連携・協力の確保

本計画の効果的かつ総合的な推進を図るため、福祉事務所に事務局を設置し、関係各課間との連携を強化します。

地域福祉推進の観点から、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、ボランティア組織

等との連携・協力を推進していきます。

### (4) 計画の点検

関係各団体との意見交換やニーズ調査の実施等を通じて施策の検証を行います。本計画の推進状況を継続的に点検するとともに、点検結果を曽於市福祉計画等策定委員会に報告し、意見を聴き、社会経済状況の変化等を踏まえて、必要に応じて計画を見直していきます。

# 2 計画推進の体系

計画の推進にあたって、基本的な考え方を以下のとおりとします。

### 基本的な考え方

赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが地域コミュニティ(近隣関係)のなかで健康で充実した暮ら しを送れること。

そのために, 市・社協, 地域住民, 各種団体・人材, 専門機関, 福祉事業所等が, それぞれの力を出し合い地域支え合いの工夫に取り組む。

(イメージ)



# 3 主な策定経緯

V 13 00 45		
平成 28 年7月 28 日	曽於市社会福祉協議会委員会	校区社会福祉協議会における現状と課題の抽出(ワークショップの実施)
8月1日~31日	地域福祉に関する市民アンケート調査	アンケート調査を利用した,市民における地域福祉推進のための意見・要望の抽出
9月26日	第1回曽於市地域福祉計画策定委員会	曽於市における現状と課題,市民アンケート調査結果についての報告,各委員から地域福祉の各分野における現状と課題についての意見・要望の抽出
11月19日	曽於市地域福祉計画作業部会	地域福祉計画における各担当課の代表が集まり,地域福祉計画(案)の有効性や実効性,妥当性について検討・評価を実施
11月30日	第2回曽於市地域福祉計画策定委員会	現状と課題を踏まえた上で、市社会福祉協議会 と協議を繰り返し実施し作成した、計画(案) を委員会に提示。計画(案)について、各委員 より意見・要望の抽出
12月20日~1月19日	パブリックコメント	第2回曽於市地域福祉計画策定委員会で、起案 された意見・要望を反映した計画(案)につい て、パブリックコメントにて意見・要望の抽出
平成 29 年		
2月16日	第3回曽於市地域福祉計画策定委員会第2期曽於市地域福祉計画決定	パブリックコメントの募集において,抽出した 意見・要望を反映した計画書(最終案)につい て,意見・要望の抽出

# 第6章 資料編

# 1 曽於市福祉計画等策定委員会委員名簿

No.	所属等	団体名等	役職等	氏 名	備考
1	陸ウ老団との小士	財部町身体障害者連絡協議会	会長	勝田 良美	
2	障害者団体の代表	手をつなぐ育成会	会長	川﨑和子	
			^ E	堀内 哲郎	28.11.30 まで
3	民生委員・児童委員の代表	民生委員児童委員協議会連合会	会長	児玉 次雄	28. 12. 1
4	医療機関の代表	高原病院	社会福祉士	栫井 千絵	
5	障害福祉施設の代表	すみよしの里	施設長	濱田 春代	
6		めぐみ会	施設長	中夷 利成	
7		大隅シオン舎	理事長	立山 泰士	
8	校区公民館	校区・地区公民館長連絡協議会	会長	橋元 孝一	
9	ボランティア団体の代表	中谷校区社会福祉協議会	会長	吉村 幸治	
10	長寿クラブの代表	長寿クラブ連合会	会長	井口 文夫	
11	社会福祉協議会の代表	社会福祉協議会	事務局長	山本ひとみ	

## 2 曾於市福祉計画等策定委員会設置要綱

○曽於市福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 17 日告示第 63 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日告示第 27 号 平成 19 年 6 月 15 日告示第 50 号 平成 21 年 3 月 27 日告示第 13 号

平成 23 年 9 月 30 日告示第 80 号

曽於市福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 曽於市福祉計画及び曽於市障害者計画・曽於市障害福祉計画(以下「福祉計画等」という。) の策定に当たり、総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、曽於市福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 策定委員会は、曽於市における福祉の向上に資するため、次に掲げる事項について協議検討する。
  - (1) 福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
  - (2) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (3) 福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (4) 障害者のための総合的な福祉施策に関する事項
  - (5) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応指針に関する事項
  - (6) その他社会福祉計画等の策定に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 障害者団体の代表 2人以内
  - (2) 民生委員・児童委員の代表 1人
  - (3) 医療機関の代表 1人
  - (4) 障害者福祉施設の代表 3人以内
  - (5) 校区公民館の代表 1人
  - (6) ボランティア団体の代表 1人
  - (7) 長寿者クラブの代表 1人
  - (8) 社会福祉協議会の代表 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認められるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明 を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

- 第8条 この告示に定めるもののほか, 策定委員会の運営に関し必要な事項は, 委員長が別に定める。 附 則
  - この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第27号抄)

#### (施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
  - 附 則 (平成19年6月15日告示第50号)
  - この告示は,公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日告示第 13 号)

- この告示は、平成21年4月1日から施行する。
  - 附 則 (平成23年9月30日告示第80号)
- この告示は、平成23年10月1日から施行する。

## 3 アンケート調査結果(概要)

#### (1)調査の目的

本調査では、曽於市地域福祉計画の策定にあたり、市民の地域活動の現状、地域福祉に関する意識、行政に対する意見や施策ニーズ等の把握を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

## (2) 調査実施方法

本調査は、市内に居住する 20 歳以上の市民から抽出した 1,000 人を対象に郵送による配布・回収及び直接配布・回収を実施した。発送日及び締切日は以下の通り。

発送日・・・・・・平成28年8月1日

締切日・・・・・平成28年8月31日

## (3)回収状況

	配布数(件)	回収数(件)	回収率
一般市民	1,000	557	55.7%

#### (4) 集計上の留意点

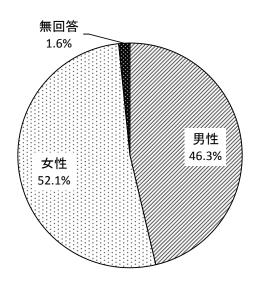
- ①集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。
- ②複数回答の場合は、有効回答者実数より高くなっている場合がある。
- ③グラフ中の「性別」「年代」「地域」等の区分けについては、各区分に未記入データが含まれている場合があるため、各区分の小計と合計の数値が異なる場合がある。
- ④本文中,設問や選択肢,グラフ内のラベル等,ページレイアウトの都合上,省略して表記して いる場合がある。

# (1) 回答者の属性

# 問1 性別(単数回答)

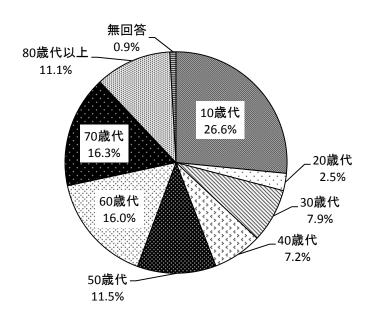
(N=557)

「男性」が46.3%,女性が52.1%となっている。



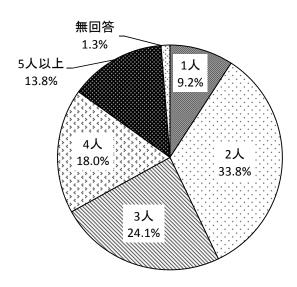
選択項目	回答数	構成比
男性	258	46.3%
女性	290	52. 1%
無回答	9	1.6%

「10 歳代」が 26.6%と最も高く、次いで「70 歳代」が 16.3%、「60 歳代」が 16.0%の順となっている。



選択項目	回答数	構成比
10歳代	148	26.6%
20歳代	14	2.5%
30歳代	44	7.9%
40歳代	40	7.2%
50歳代	64	11.5%
60歳代	89	16.0%
70歳代	91	16.3%
80歳代以上	62	11.1%
無回答	5	0.9%

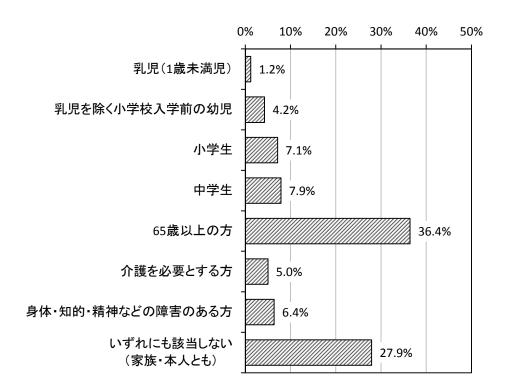
「2人」が33.8%と最も高く、次いで「3人」が24.1%、「4人」が18.0%の順となっている。



選択項目	回答数	構成比
1人	51	9.2%
2人	188	33.8%
3人	134	24. 1%
4人	100	18.0%
5人以上	77	13.8%
無回答	7	1. 3%

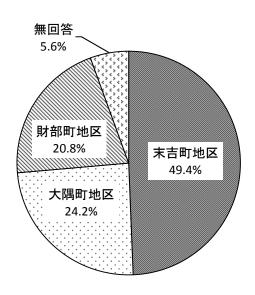
(N=659)

「65 歳以上の方」が 36.4%と最も高く, 次いで「いずれにも該当しない (家族・本人とも)」が 27.9%, の順であった。



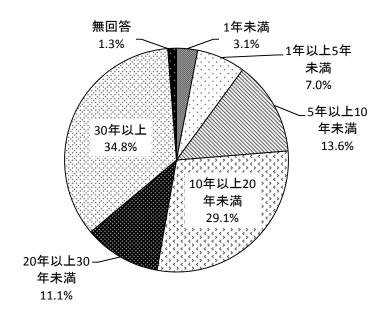
選択項目	回答数	構成比
乳児(1歳未満児)	8	1.2%
乳児を除く小学校入学前の幼児	28	4. 2%
小学生	47	7.1%
中学生	52	7.9%
65歳以上の方	240	36.4%
介護を必要とする方	33	5.0%
身体・知的・精神などの障害のある方	42	6.4%
いずれにも該当しない	184	27.9%
無回答	25	3.8%

「末吉町地区」が 49.4% と最も高く, 次いで「大隅町地区」が 24.2%, 「財部町地区」が 20.8%の順であった。



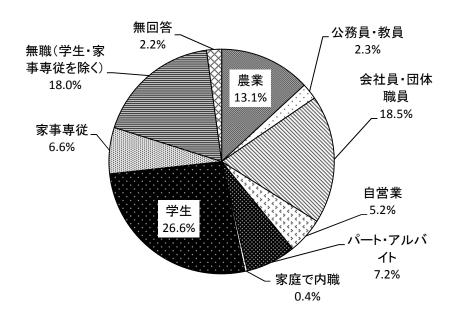
選択項目	回答数	構成比
末吉町地区	275	49.4%
大隅町地区	135	24. 2%
財部町地区	116	20.8%
無回答	31	5.6%

「30 年以上」が34.8%と最も高く,次いで「10 年以上20 年未満」が29.1%,「5 年以上10 年未満」が13.6%の順であった。



選択項目	回答数	構成比
1年未満	17	3.1%
1年以上5年未満	39	7.0%
5年以上10年未満	76	13.6%
10年以上20年未満	162	29.1%
20年以上30年未満	62	11.1%
30年以上	194	34.8%
無回答	7	1.3%

「学生」が 26.6% と最も高く, 次いで「会社員・団体職員」が 18.5%, 「無職 (学生・家事専従を除く)」が 18.0%の順であった。



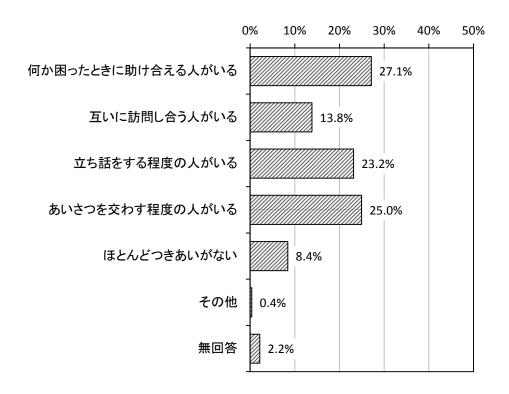
選択項目	回答数	構成比
農業	73	13.1%
公務員・教員	13	2.3%
会社員・団体職員	103	18.5%
自営業	29	5. 2%
パート・アルバイト	40	7.2%
家庭で内職	2	0.4%
学生	148	26.6%
家事専従	37	6.6%
無職(学生・家事専従を除く)	100	18.0%
無回答	12	2.2%

### (2) 地域とのかかわりについて

問8 近隣の方とどの程度のお付き合いをしているか(単数回答)

(N=557)

「何か困ったときに助け合える人がいる」が 27.1%と最も高く, 次いで「あいさつを交わす程度の人がいる」が 25.0%, 「立ち話をする程度の人がいる」が 23.2%の順となっている。



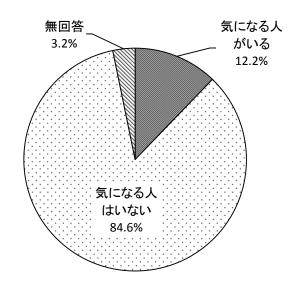
選択項目	回答数	構成比
何か困ったときに助け合える人がいる	151	27.1%
互いに訪問し合う人がいる	77	13.8%
立ち話をする程度の人がいる	129	23. 2%
あいさつを交わす程度の人がいる	139	25.0%
ほとんどつきあいがない	47	8.4%
その他	2	0.4%
無回答	12	2. 2%

問 9

近隣に気になる人 (病弱・ひきこもり・生活困窮・ゴミ屋敷・虐待・孤立など) がいるか (単数回答)

(N=557)

「気になる人はいない」が84.6%と最も高く、「気になる人がいる」は12.2%であった。



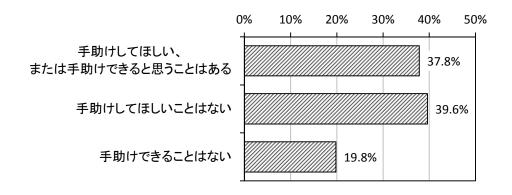
選択項目	回答数	構成比
気になる人がいる	68	12.2%
気になる人はいない	471	84.6%
無回答	18	3.2%

問 10

近隣のお付き合いの中で、「手助けしてほしい」「手助けできる」と思うことがあるか (複数回答)

(N=557)

「手助けしてほしいことはない」が 39.6%と最も高く,次いで「手助けしてほしい,または手助けできると思うことはある」が 37.8%,「手助けできることはない」が 19.8%の順であった。



選択項目	回答数	構成比
手助けしてほしい、	233	37.8%
手助けしてほしいことはない	244	39.6%
手助けできることはない	122	19.8%

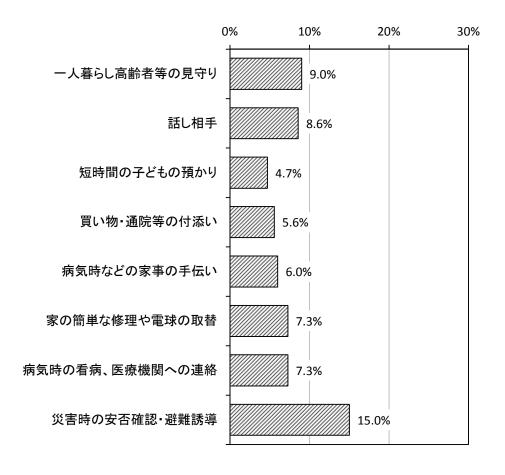
問 10-1

※問10で「手助けしてほしい、または手助けできると思うことはある」と回答した人を対象 あなたはどのようなことで、「手助けしてほしい」「手助けできる」と思うことがありますか (単数回答)

(N=233)

#### (手助けしてほしい)

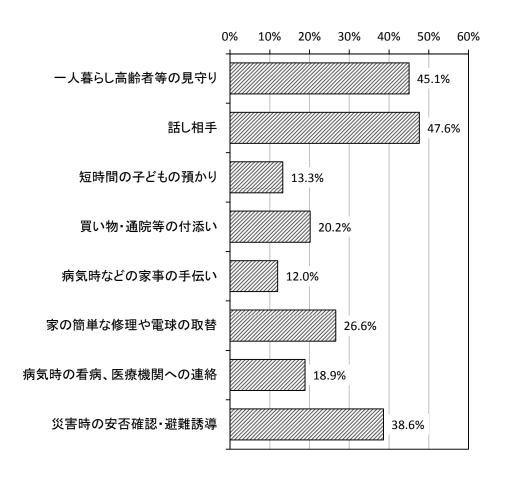
「手助けしてほしい」と回答した人では、「災害時の安否確認・避難誘導」が15.0%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守り」が9.0%、「話し相手」が8.6%の順であった。



選択項目	回答数	構成比
一人暮らし高齢者等の見守り	21	9.0%
話し相手	20	8.6%
短時間の子どもの預かり	11	4. 7%
買い物・通院等の付添い	13	5.6%
病気時などの家事の手伝い	14	6.0%
家の簡単な修理や電球の取替	17	7.3%
病気時の看病、医療機関への連絡	17	7.3%
災害時の安否確認・避難誘導	35	15.0%

#### (手助けできる)

「手助けできる」と回答した人では、「話し相手」が 47.6%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守り」が 45.1%、「災害時の安否確認・避難誘導」が 38.6%の順であった。



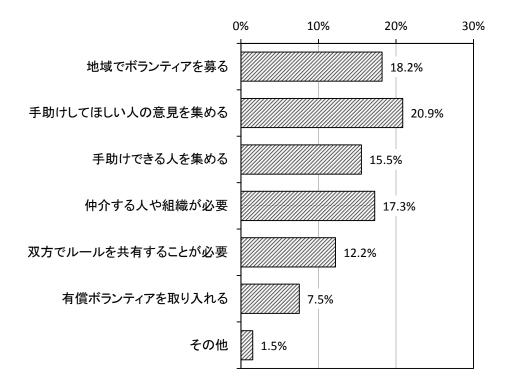
選択項目	回答数	構成比
一人暮らし高齢者等の見守り	105	45.1%
話し相手	111	47.6%
短時間の子どもの預かり	31	13.3%
買い物・通院等の付添い	47	20.2%
病気時などの家事の手伝い	28	12.0%
家の簡単な修理や電球の取替	62	26.6%
病気時の看病、医療機関への連絡	44	18.9%
災害時の安否確認・避難誘導	90	38.6%

問 11

近隣のお付き合いの中で、「手助けしてほしい」「手助けできる」といった助け合うしくみを 作るためには、どのようなことが必要だと思いますか(複数回答)

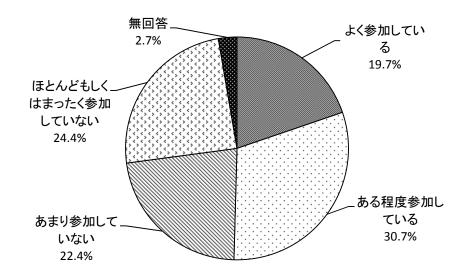
(N=557)

「手助けしてほしい人の意見を集める」が 20.9%と最も高く,次いで「地域でボランティアを募る」が 18.2%,「仲介する人や組織が必要」が 17.3%の順であった。



選択項目	回答数	構成比
地域でボランティアを募る	191	18.2%
手助けしてほしい人の意見を集める	219	20.9%
手助けできる人を集める	163	15.5%
仲介する人や組織が必要	181	17.3%
双方でルールを共有することが必要	128	12.2%
有償ボランティアを取り入れる	79	7.5%
その他	16	1.5%
無回答	72	6.9%

「ある程度参加している」が30.7%と最も高く,次いで「ほとんどもしくはまったく参加していない」が24.4%,「あまり参加していない」が22.4%の順となっている。



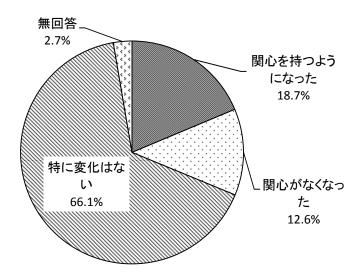
選択項目	回答数	構成比
よく参加している	110	19.7%
ある程度参加している	171	30.7%
あまり参加していない	125	22.4%
ほとんどもしくはまったく参加していない	136	24.4%
無回答	15	2. 7%

問 13

地域の行事や活動についての関心は、以前と比べて(約5年前と比べて)どのように変化したと感じますか(単数回答)

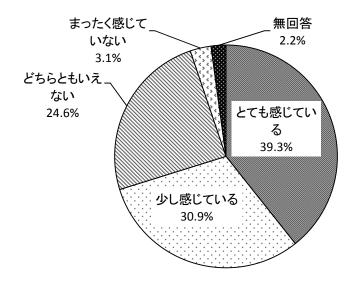
(N=557)

「特に変化はない」が 66.1%と最も高く,次いで「関心を持つようになった」が 18.7%,「関心がなくなった」が 12.6%の順となっている。



選択項目	回答数	構成比
関心を持つようになった	104	18.7%
関心がなくなった	70	12.6%
特に変化はない	368	66.1%
無回答	15	2. 7%

「とても感じている」が39.3%と最も高く、次いで「少し感じている」が30.9%、「どちらともいえない」が24.6%の順となっている。



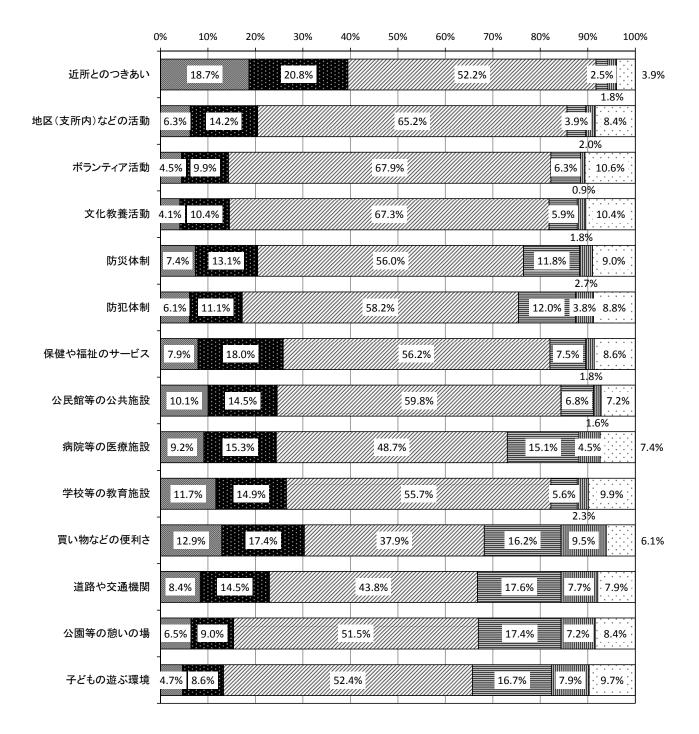
選択項目	回答数	構成比
とても感じている	219	39.3%
少し感じている	172	30.9%
どちらともいえない	137	24.6%
まったく感じていない	17	3.1%
無回答	12	2.2%

問 15

(N=557)

#### (満足度)

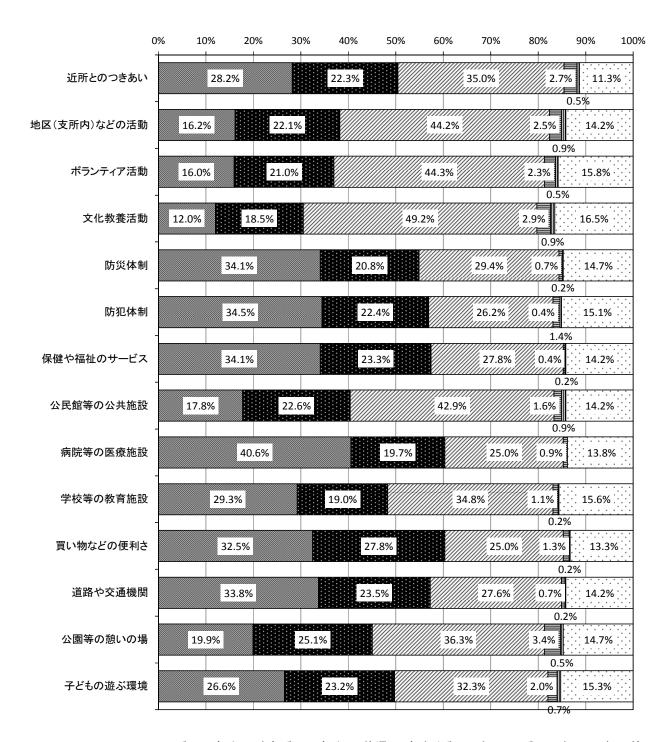
「やや不満」と「不満」を合わせた割合では、「買い物などの便利さ」が25.7%と最も高く、次いで「道路や交通機関」が25.3%、「公園等の憩いの場」「子どもの遊ぶ環境」が24.6%の順となっている。



■満足している ■まあ満足している ◎普通 目やや不満である ■不満である □無回答

#### (重要度)

「重要」と「まあ重要」を合わせた割合では、「病院等の医療施設」「買い物などの便利さ」がともに 60.3%と最も高く、次いで「保健や福祉のサービス」が 57.4%、「道路や交通機関」が 57.3%の順となっている。



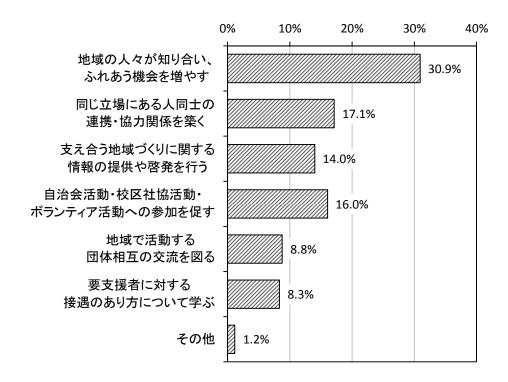
■重要である ■まあ重要である 図普通 ■あまり重要でない □重要でない □無回答

問 16

住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために、どのようなことが必要だと思うか (複数回答)

(N=557)

「手助けしてほしい人の意見を集める」が 20.9%と最も高く,次いで「地域でボランティアを募る」が 18.2%,「仲介する人や組織が必要」が 17.3%の順であった。



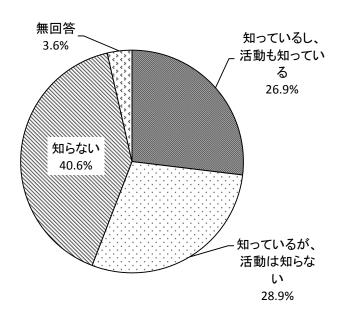
選択項目	回答数	構成比
地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やす	345	30.9%
同じ立場にある人同士の連携・協力関係を築く	191	17.1%
支え合う地域づくりに関する情報の提供や啓発を行う	156	14.0%
自治会活動・校区社協活動・ボランティア活動への参加を促す	179	16.0%
地域で活動する団体相互の交流を図る	98	8.8%
要支援者に対する接遇のあり方について学ぶ	93	8.3%
その他	13	1.2%

# (3) 校区社会福祉協議会について

## 問17 校区社会福祉協議会を知っているか(単数回答)

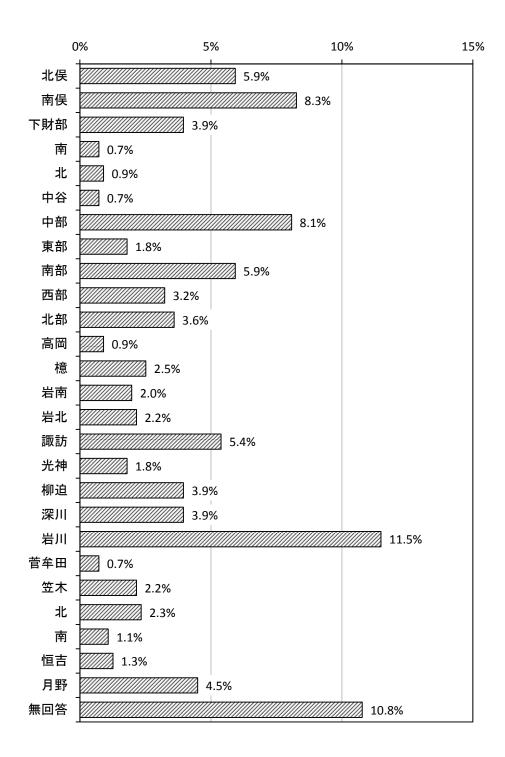
(N=557)

「知らない」が 40.6%と最も高く,次いで「知っているが,活動はしらない」が 28.9%,「知っているし,活動もしっている」が 26.9%の順となっている。

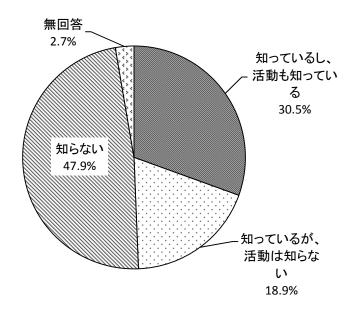


選択項目	回答数	構成比
知っているし、活動も知っている	150	26.9%
知っているが、活動は知らない	161	28.9%
知らない	226	40.6%
無回答	20	3.6%

「岩川」が11.5%で最も多く、次いで「南俣」が8.3%、「中部」が8.1%の順であった。



「知らない」が 40.6%と最も高く、次いで「知っているが、活動は知らない」が 28.9%、「知っているし、活動も知っている」が 26.9%の順となっている。



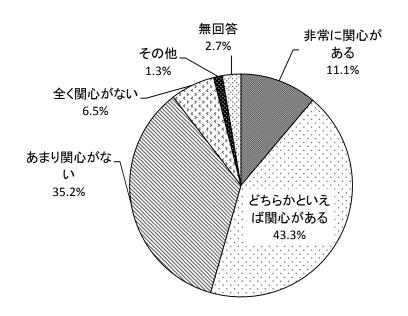
選択項目	回答数	構成比
知っているし、活動も知っている	170	30.5%
知っているが、活動は知らない	105	18.9%
知らない	267	47.9%
無回答	15	2. 7%

# (4) ボランティア活動について

## 問20 ボランティア活動に関心がありますか(単数回答)

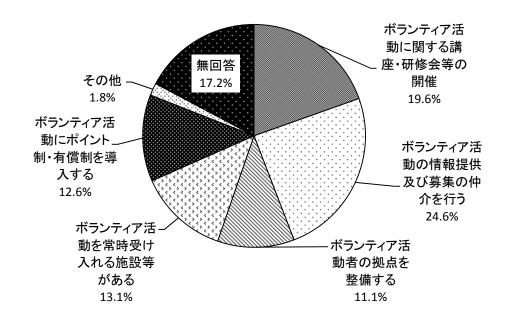
(N=557)

「どちらかといえば関心がある」が 43.3%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が 35.2%、「非常に関心がある」が 11.1%の順となっている。



選択項目	回答数	構成比
非常に関心がある	62	11.1%
どちらかといえば関心がある	241	43.3%
あまり関心がない	196	35. 2%
全く関心がない	36	6.5%
その他	7	1.3%
無回答	15	2.7%

「ボランティア活動に関する講座・研修会等の開催」が19.6%と最も高く、次いで「ボランティア活動の情報提供及び募集の仲介を行う」が24.6%、「ボランティア活動を常時受け入れる施設等がある」が13.1%の順となっている。



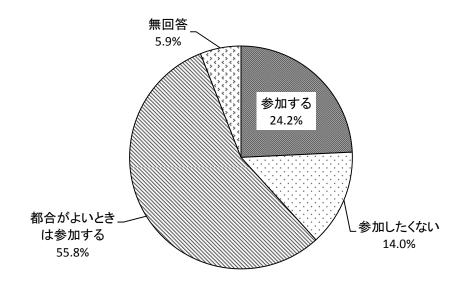
選択項目	回答数	構成比
ボランティア活動に関する講座・研修会等の開催	109	19.6%
ボランティア活動の情報提供及び募集の仲介を行う	137	24.6%
ボランティア活動者の拠点を整備する	62	11.1%
ボランティア活動を常時受け入れる施設等がある	73	13. 1%
ボランティア活動にポイント制・有償制を導入する	70	12.6%
その他	10	1.8%
無回答	96	17.2%

校区社会福祉協議会の地域福祉活動の中で、あなたの力を貸してほしいというボランティア 活動があれば参加されますか(単数回答)

(例) 行事の時の手伝い,要援護者への支援,見守り活動,生活支援サービス,地域でのふれあい・いきいきサロン活動など

(N=557)

「都合がよいときは参加する」が 55.8%と最も高く,次いで「参加したくない」が 14.0%,「参加する」が 24.2%の順となっている。



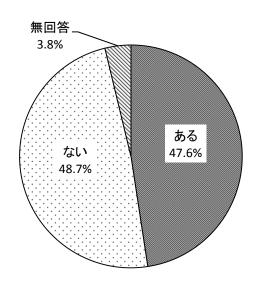
選択項目	回答数	構成比
参加する	135	24. 2%
参加したくない	78	14.0%
都合がよいときは参加する	311	55.8%
無回答	33	5.9%

# (5) 地域福祉に対する考え方について

### 間23 普段の生活の中で悩みや不安がありますか(単数回答)

(N=557)

「ない」が48.7%と最も高く、次いで「ある」が47.6%となっている。



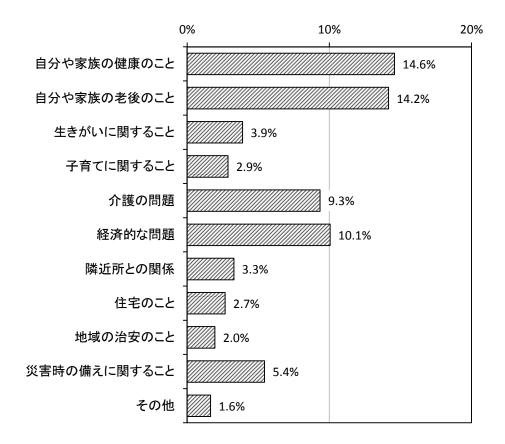
選択項目	回答数	構成比
ある	265	47.6%
ない	271	48.7%
無回答	21	3.8%

※問 23 で「ある」と回答した人を対象 問 23-1

主にどのようなことに悩みや不安を感じていますか (複数回答)

(N=265)

「自分や家族の健康のこと」が 14.6% と最も高く, 次いで「自分や家族の老後のこと」が 14.2%, 「経済的な問題」が 10.1%の順であった。

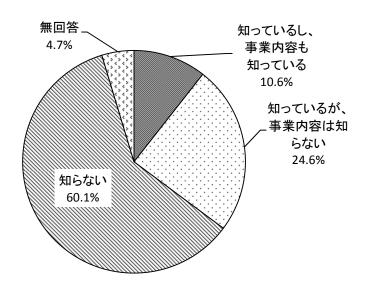


選択項目	回答数	構成比
自分や家族の健康のこと	142	14.6%
自分や家族の老後のこと	138	14. 2%
生きがいに関すること	38	3.9%
子育てに関すること	28	2.9%
介護の問題	91	9.3%
経済的な問題	98	10.1%
隣近所との関係	32	3.3%
住宅のこと	26	2.7%
地域の治安のこと	19	2.0%
災害時の備えに関すること	53	5.4%
その他	16	1.6%

本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う「福祉 サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)」について知っていますか(単数回答)

(N=557)

「知らない」が 60.1%と最も高く、次いで「知っているが、事業内容は知らない」が 24.6%、「知っているし、事業内容も知っている」が 10.6%の順となっている。



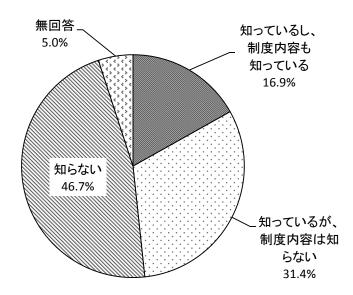
選択項目	回答数	構成比
知っているし、事業内容も知っている	59	10.6%
知っているが、事業内容は知らない	137	24.6%
知らない	335	60.1%
無回答	26	4. 7%

間 25

判断能力が不十分な方や,不十分になった場合に備え,本人の利益を考えながら,本人を代理して財産管理や生活全般の支援に関する契約などの法律行為を援助する「成年後見制度」について知っていますか(単数回答)

(N=557)

「知らない」が 46.7%と最も高く、次いで「知っているが、事業内容は知らない」が 31.4%、「知っているし、事業内容も知っている」が 16.9%となっている。

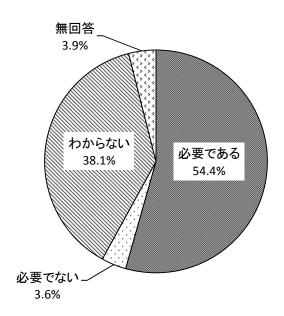


選択項目	回答数	構成比
知っているし、制度内容も知っている	94	16.9%
知っているが、制度内容は知らない	175	31.4%
知らない	260	46.7%
無回答	28	5.0%

あなたが将来,高齢になったり,障害を持ち判断能力が不十分になった時に,権利を擁護する問24や問25の機能を果たす「曽於市権利擁護センターの設立」が必要だと思いますか(単数回答)

(N=557)

「必要である」が 54.4% と最も高く, 次いで「わからない」が 38.1%, 「必要でない」が 3.6% となっている。



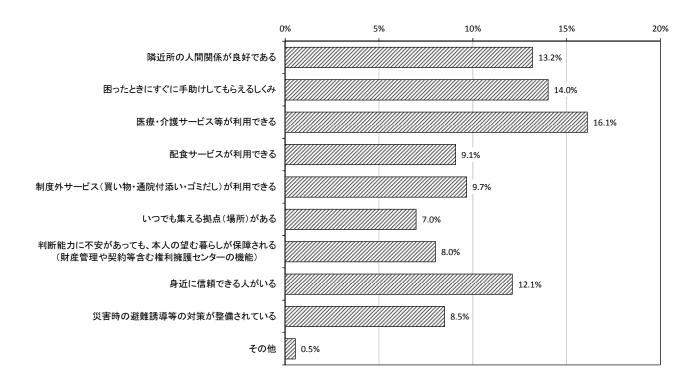
選択項目	回答数	構成比
必要である	303	54.4%
必要でない	20	3.6%
わからない	212	38. 1%
無回答	22	3.9%

間 27

曽於市で在宅生活を継続するためにどのような環境が必要だと思いますか (複数回答)

(N=557)

「医療・介護サービス等が利用できる」が 16.1%と最も高く、次いで「困ったときにすぐに手助けしてもらえるしくみ」が 14.0%、「隣近所の人間関係が良好である」が 13.2%の順であった。



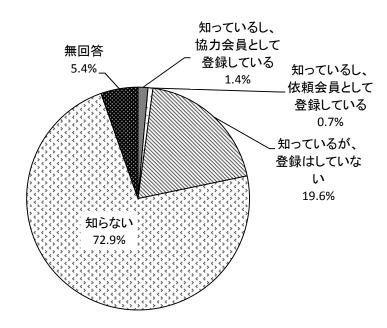
選択項目	回答数	構成比
隣近所の人間関係が良好である 	270	13.2%
困ったときにすぐに手助けしてもらえるしくみ	287	14.0%
医療・介護サービス等が利用できる	330	16.1%
配食サービスが利用できる	186	9.1%
制度外サービス (買い物・通院付添い・ゴミだし) が利用できる	198	9.7%
いつでも集える拠点(場所)がある	143	7.0%
判断能力に不安があっても、本人の望む暮らしが保障される (財産管理や契約等含む権利擁護センターの機能)	164	8.0%
身近に信頼できる人がいる	248	12.1%
災害時の避難誘導等の対策が整備されている	174	8.5%
その他	11	0.5%

# (6) 曽於市における福祉行政のあり方について

問 28 曽於市社会福祉協議会が実施する「ほっとサービス」を知っている,又は登録していますか (単数回答)

(N=557)

「知らない」が 72.9%と最も高く, 次いで「知っているが, 登録はしていない」が 19.6%, 「知っているし, 協力会員として登録している」が 1.4%となっている。

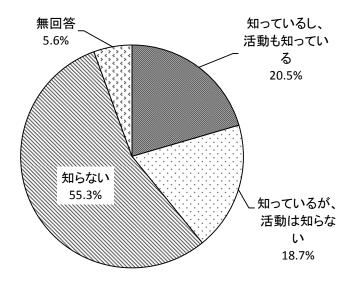


選択項目	回答数	構成比
知っているし、協力会員として登録している	8	1.4%
知っているし、依頼会員として登録している	4	0.7%
知っているが、登録はしていない	109	19.6%
知らない	406	72.9%
無回答	30	5.4%

曽於市社会福祉協議会が行う「ふれあい・いきいきサロン活動」を知っていますか (単数回答)

(N=557)

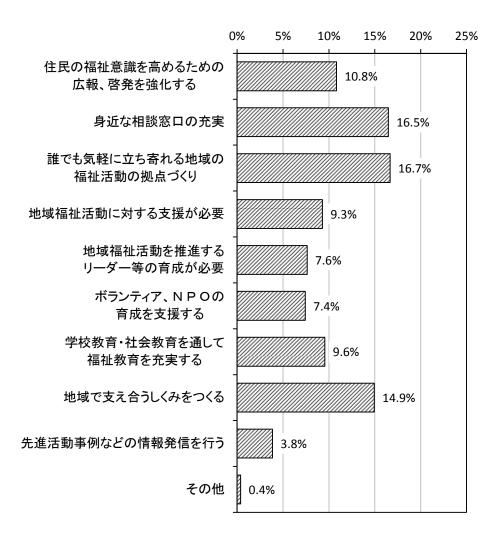
「知らない」が 55.3%と最も高く, 次いで「知っているし, 活動も知っている」が 20.5%, 「知っているが, 活動は知らない」が 18.7%となっている。



選択項目	回答数	構成比
知っているし、活動も知っている	114	20.5%
知っているが、活動は知らない	104	18.7%
知らない	308	55.3%
無回答	31	5.6%

(N=557)

「誰でも気軽に立ち寄れる地域の福祉活動の拠点づくり」が 16.7%と最も高く,次いで「身近な相談窓口の充実」が 16.5%,「地域で支え合うしくみをつくる」が 14.9%の順であった。



選択項目	回答数	構成比
住民の福祉意識を高めるための広報、啓発を強化する	169	10.8%
身近な相談窓口の充実	257	16.5%
誰でも気軽に立ち寄れる地域の福祉活動の拠点づくり	260	16.7%
地域福祉活動に対する支援が必要	145	9.3%
地域福祉活動を推進するリーダー等の育成が必要	119	7.6%
ボランティア、NPOの育成を支援する	116	7.4%
学校教育・社会教育を通して福祉教育を充実する	149	9.6%
地域で支え合うしくみをつくる	233	14.9%
先進活動事例などの情報発信を行う	60	3.8%
その他	6	0.4%

## 4 用語集

#### ーあー

NPO[non-profit organization] (えぬぴーおー)

民間非営利団体。政府や企業等ではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

#### ーカュー

### 介護保険制度(かいごほけんせいど)

国民が介護保険料を支払い,その保険料を財源として要介護者等に介護サービスを提供する制度。身体機能の衰えや認知症等により、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組み。

### 介護保険法(かいごほけんほう)

介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病等で介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービス等の詳細を定める。平成9年制定。平成12年施行。

### 核家族(かくかぞく)

一組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位とされる。

### 共助 (きょうじょ)

互いに助け合うこと。互助。

### 権利擁護 (けんりようご)

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症(痴呆)の高齢者、障害者の権利を 擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

### 合計特殊出生率 (ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ)

一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す。合計特殊出生率が2であれば、夫婦2人から子どもが2 人ということで、世代の人口がほぼ維持されることになる。

#### 公助 (こうじょ)

公的機関が援助すること。特に、個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援 を行うこと。

### 公民館(こうみんかん)

社会教育法に基づき、住民の教養を高め、文化の向上を図るために市町村が設置する社会教育施設。

### 高齢者虐待(こうれいしゃぎゃくたい)

広義には、高齢者に対する虐待行為全般を指すが、狭義では、認知症や身体障害などで介護が必要な高齢者に対する家庭内での虐待行為を指す。内容は、殴る蹴るなどの物理的虐待、ひどい言葉をかけるなどの心理的虐待から、わざと世話をしないといったネグレクト (neglect=介護放棄) などがある。長寿化により介護が長期化し、家族の負担が限界に達している中で、高齢者虐待が増大していると考えられている。

### 国勢調査 (こくせいちょうさ)

日本に居住するすべての人々を対象とし、年齢・世帯・就業・住宅等人口の基礎的属性を知るための調査。大正9年に第一回調査を行い、昭和20年を除いて5年ごとに実施されている。

### 個人情報 (こじんじょうほう)

特定の個人(人間)を識別することができる情報を指す。

### 孤独死 (こどくし)

主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内等で生活中の突発的な疾病等によって死亡すること。特に発症直後に助けを呼べずに死亡するケースがこのように呼ばれる。

### 子ども会(こどもかい)

小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる 団体。

#### コミュニティ[community] (こみゅにてい)

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

### コミュニケーション[communication] (こみゅにけーしょん)

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声等の手段によって行う。

#### --さー

### 在宅福祉アドバイザー (ざいたくふくしあどばいざー)

高齢者や障害者等の要援護者に対し、声かけや安否確認などを行う。民生委員や各種関係機関と連携をとり、近隣福祉ネットワークづくりを促進する。

### 自助(じじょ)

他人の力によらず、自分の力だけで事を成し遂げること。またその活動。

### 児童虐待(じどうぎゃくたい)

親や保護者が児童に対し暴力をふるい,子どもの心身に傷害を負わせること。殴る,蹴る,といった身体的なものだけでなく,性的な虐待,放任,不適切な養育,心理的な虐待等も含まれる。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、また生じる恐れがある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食,または長時間の放置,その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に著しい心の傷を与える言動を行うこと。

### 社会福祉事業法(しゃかいふくしじぎょうほう)

社会福祉事業に関する基本事項を定め、公明かつ適正にその事業が行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。昭和 26 年施行。平成 12 年に社会福祉法に改題。

#### 社会福祉法(しゃかいふくしほう)

福祉サービスの利用者の利益の保護,地域における社会福祉の推進を図るとともに,社会福祉事業の公明適切な実施の確保,社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り,もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正,名称を変更して平成12年に公布。

### 社会福祉協議会(しゃかいふくしきょうぎかい)

地域福祉の推進を目的とし、各都道府県・市町村に設置されている団体。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害者等要援護者の生活相談事業等、さまざまな社会福祉事業を実施している。

### 少子化(しょうしか)

総人口に占める子どもの人口の割合が低下すること。

### 障害者手帳(しょうがいしゃてちょう)

心身に障害をもつ人が福祉サービスを受ける際に提示する手帳。障害の内容により身体障害者手帳・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、またそれぞれに障害の程度に応じた等級がある。 種別や等級によって受けられるサービスが異なるが、一般的に公共施設・公共交通利用料金の割引、 税控除等のメリットがある。

### 障害者自立支援法(しょうがいしゃじりつしえんほう)

障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)により差のあった福祉サービスをまとめて共通の制度 にし、障害者が地域で自立して生活できるよう支援事業を充実するための法律。

### 人権(じんけん)

人間が人間として当然に持っている権利。基本的人権。

### 生活保護(せいかつほご)

日本の生活保護法によって規定されている,国や自治体が経済的に困窮する国民に対して最低限度の 生活を保障するため保護費を支給する制度。

#### 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

精神上の障害があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。平成12年民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

### 世代間交流(せだいかんこうりゅう)

異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動。

### そお生きいき健康センター (そおいきいきけんこうせんたー)

平成25年4月1日に開設した曽於市の福祉と健康の拠点となる健康増進施設。「健康づくり」「生きがいてり」「市民交流」「ボランティア活動」「子育て支援」の拠点として、市民の生きがいとふれあいの向上、及び効果的な保健事業を展開する。

#### ーたー

#### 第1次産業(だいいちじさんぎょう)

C=クラークによる産業分類の一。原材料・食料等最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業。農・ 林・水産業等。

#### 第2次産業(だいにじさんぎょう)

C=クラークによる産業分類の一。製造業・建築業・鉱工業・ガス・電気・水道業等をいう。日本の 統計では、ガス・電気・水道業は第三次産業となっている。

### 第3次産業 (だいさんじさんぎょう)

C=クラークによる産業分類の一。商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業等をいう。日本の統計では電気・ガス・水道業を含める。

### 団塊の世代(だんかいのせだい)

昭和  $22\sim24$  年( $1947\sim1949$ )ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

### 長寿クラブ (ちょうじゅくらぶ)

地域自治に付随する高齢者への福祉を目的とした相互扶助組織。老人クラブ。

ドメスティック・バイオレンス (DV) [domestic violence] (どめすてぃっくばいおれんす)

家庭内における暴力行為。特に夫や恋人等近しい関係にある男性から女性への暴力。身体的な暴力行 為のほか、精神的・性的暴力も含む。

#### -な-

ニート[Not in Employment, Education of Training] (にーと)

学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない 15~34 歳の個人。加えて、「就職したくない若者」、「就職はしたいが就職活動をしていない若者」という意味合いもあり、「ひきこもり」や「働く意思がない」というネガティブなイメージが強い。

日常生活自立支援事業(にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう)

認知症高齢者,知的障害者,精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう,利用者との契約に基づき,福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ノーマライゼーション[normalization] (の一まらいぜーしょん)

高齢者や障害者等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の あり方であるとする考え方、また、それに基づく社会福祉政策。ノーマリゼーション。

#### ーはー

バリアフリー[barrier-free] (ばりあふりー)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、昭和 49 年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したことから、この言葉が使用されるようになった。本来は建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。一般的には4つのバリアがあるといわれている。

- ①物理的なバリア
- ②制度的なバリア
- ③文化・情報面でのバリア
- ④意識上のバリア

### 晩婚化(ばんこんか)

世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向を指す。高年齢で結婚をすることを指して晩婚というが、その「婚期」について社会通念も変化している。また、これによって少子化という問題にもつながるといわれている。

### 引きこもり(ひきこもり)

長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。周囲との摩擦によるストレスや精神疾患が原因で引きこもる場合、原因を特定できないまま引きこもる場合等がある。 厚生労働省は、「さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就労等の自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義している。

### 扶助費(ふじょひ)

社会保障制度の一環として,生活保護法や児童福祉法,または,老人福祉法等,国の法律に基づいて 支出するものと,地方自治体が住民福祉の増進を図るため,独自の施策において支出するものとがあ り,現金・物品を問わず,被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費である。

### 放課後児童健全育成事業 (ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう)

小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

#### ホームレス[homelessness] (ほーむれす)

特定の住所を持たない人のことであり、例え収入があったとしても家や賃貸がなければホームレスとなる。また、ネットカフェ等で生活をする人も住所をもたないためにそう呼ばれる。

### ボランティア[volunteer] (ぼらんてぃあ)

①個人の自由な意思に基づいて、②不特定多数のために行われる、③無償の活動をボランティアの三要素として、この三つの要素を満たしている活動。

#### ーまー

### マンパワー[manpower] (まんぱわー)

労働力。仕事等に投入できる人的資源。

### 未婚化 (みこんか)

世間一般のデータ的に、昔と比べ結婚する人の割合が少なくなっている傾向。

### 民生費(みんせいひ)

地方自治体の歳出において福祉等に支出される費用。

### 民生委員児童委員 (みんせいいいんじどういいん)

民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

#### -\$-

ユニバーサルデザイン[universal design] (ゆにばーさるでざいん)

高齢であることや障害の有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。その7原則として、①だれにでも公平に利用できること。②使う上で自由度が高いこと。③使い方が簡単ですぐわかること。④必要な情報がすぐに理解できること。⑤うっかりミスが危険につながらないデザインであること。⑥無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること。⑦近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること。UD。

### 要介護(要支援)認定者(ようかいご・ようしえんにんていしゃ)

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守 りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されている。

### 要援護者(ようえんごしゃ)

災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者や障害者をはじめ、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

#### -6-

リハビリテーション[rehabilitation] (りはびりてーしょん)

障害者や事故・疾病で後遺症が残った者等を対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限に その能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。社会復帰。リハビリ。





# 地域福祉計画·地域福祉活動計画

第2期前期計画(平成29年度~平成34年度)

発行日 平成 29 年 3 月 16 日

発 行 曽於市福祉事務所

₹899-4101

鹿児島県曽於市財部町南俣 11275 番地

TEL0986-72-1111 FAX0986-72-0744